

第72回人口問題審議会総会議事進行予定

平成9年9月10日(水)
5号館共用第9会議室
10時30分～12時30分

1. 開 会

2. 議 題

(1) 「少子社会を考える県民会議」の報告について (資料1～2)
阿藤 誠 委員
岩 渕 勝 好 委員

(2) 中間まとめに向けての討議 (資料3～4)

3. 閉 会

少子社会を考える 県民会議

資料1-1

8月27日(水) 開場/午後0時30分・開会/午後1時
香川県社会福祉総合センター1階・コミュニティホール



安心して子どもを生み育てる環境づくりをめざして

「少子社会を考える県民会議」

近年、出生率は急速に低下しており、わが国の平成7年の合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む平均の子どもの数を表す数値）は1.42と史上最低を記録するなど、一層、少子化が進行しています。

一方、本県の合計特殊出生率も平成7年には1.51となり、全国平均に比べ高い水準にあるものの減少傾向にあり、社会の活力の低下など、将来へのさまざまな影響が懸念されているところです。このため県では、厚生省、(財)香川県児童・青少年健全育成事業団との共催により、「少子社会を考える県民会議」を開催し、今後、少子化問題に何が求められているかについて考えてまいります。

そして、この会議での意見は、「少子社会を考える国民会議」の場で集約され、社会に提言されることとなります。

プログラム

- 13:00 開 会:あいさつ
香川県知事
平井 城一
厚生省政策課情報化・地域政策推進室長
棕野 美智子
- 13:10 基 調 講 演:「少子社会の現状と課題」
講師/国立社会保障・人口問題研究所副所長
阿藤 誠
- 14:00 (休 憩)
- 14:15 シンポジウム:テーマ「少子化と子育て支援」
コーディネーター/毎日新聞社論説副委員長(人口問題審議会委員)
宮武 剛
パネラー/中央大学教授(人口問題審議会委員)
大淵 寛
国分寺町長
津村 文男
(株)セシール 管理本部労務課長
田頭 照夫
連合香川 女性委員会委員長
鍛冶田智育
(財)香川県民間保育所振興会会長
荻田美和子
- 16:00 質 疑 応 答
16:10 閉 会

講師及びパネラーのプロフィール

☐基調講演者

国立社会保障・人口問題研究所副所長

阿藤 誠

昭和46年厚生省人口問題研究所入所。同研究所人口資質部長、人口政策研究部長を経て、平成5年より同所長。平成8年の国立社会保障・人口問題研究所の発足に伴い現職。国連人口開発委員会日本政府代表、人口問題審議会委員。

☐コーディネーター

毎日新聞社論説副委員長

宮武 剛

昭和43年毎日新聞社入社。東京本社社会部副部長、科学部長を務め、平成7年より論説委員兼科学部編集委員兼紙面審査委員。人口問題審議会委員、労災保険審議会公益代表。

☐パネラー

中央大学教授

大淵 寛

昭和36年中央大学経済学部助手、昭和47年に同大学経済学部教授。平成7年より同大学大学院経済学研究科委員長。人口問題審議会委員、国立社会保障・人口問題研究所研究評価委員及び特別研究官。

国分寺町長

津村 文男

昭和50年町長に就任、6期目。香川県町村会会長を務め、現在は顧問。町社会福祉協議会会長、町土地開発公社理事長を兼務。

株式会社セシール労務課長

田頭 照夫

平成6年株式会社セシールに入社し、労働組合の窓口であり、安全衛生、休暇制度、労働時間、福利厚生を担当する管理本部労務部労務課長に就任。

連合香川女性委員会委員長

鍛冶田智育

平成2年連合香川女性委員会が結成、幹事となる。事務局長を経て、平成8年より委員長。香川地方労働基準審議会委員、香川女子労働懇話会委員。

(財)香川県民間保育所振興会会長

荻田美和子

昭和49年より観音寺ふたば保育園園長。(財)香川県民間保育所振興会で事務局長、副会長を経て、平成9年より会長。

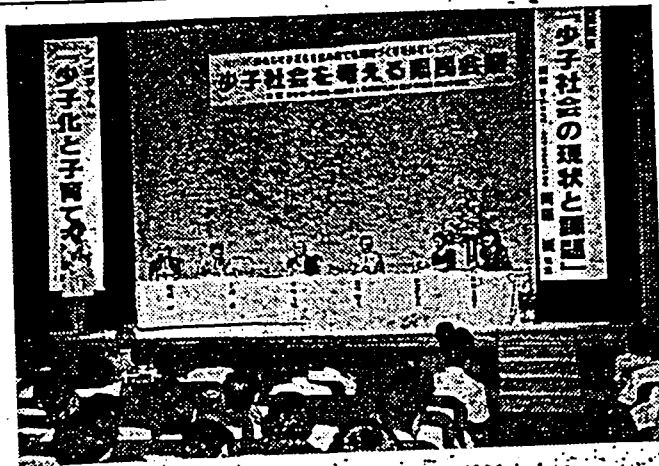
少子社会を考える県民会議

子育てに行政支援を

高松

シンポジウムなどで 市民ら300人話し合う

厚生省と県などの主催で「少子社会を考える県民会議」が27日、高松市番町の県社会福祉総合センターで



市民が熱心に聴き入ったシンポジウム
「少子化と子育て支援」

開かれ、市民ら約300人が少子時代に何が問われているかを話し合った。

阿藤誠・国立社会保障・人口問題研究所所長が「少子社会の現状と課題」と題する基調講演。その後、宮武剛・毎日新聞論説副委員長がコーディネーターとなり、「少子化と子育て支援」のテーマでシンポジウムを開いた。

この中で、県内で人口増が自立した国分寺町の津村文男町長は「子供を育てるのは地域との考えで、町内五つの児童館を中心に子供や親の交流を深めている。子育てをする親たちのニーズに沿った行政サービスが重要」と提言した。

また、田頭照夫・セイーブル労務課長が、時短、育児休業制度を進める同社の現状、荻田美和子・県民間保育所振興会長が保育所の担う子育て支援策などを報告した。

「少子化と子育て支援」をテーマにしたパネルディスカッションでは、女性が出産や

子育てに専念しやすい環境づくりに入る県内の自治体や民間企業の取り組みをパネルリストが紹介。参加者は配布された資料などに熱心に目を通し、パネルリストの意見を聴いていた。

少子化、晩婚化考える 講演会やパネル討論

高松の社会福祉総合センター

「少子社会を考える県民会議」(厚生省、県など主催)が二十七日、高松市番町の県社会福祉総合センターで開かれた。講演会やパネルディスカッションが行われ、参加者は若年労働人口の減少や超高齢社会の到来など、少子化に伴う社会構造の変化や弊害、対策を加

負担が増加すると指摘。さらに、少子化や晩婚化の理由について「女性は家事と育児」という日本の伝統的な家族観により、女性が結婚に対して魅力を感じにくくなっている」と説明。「男性が家庭でも育児などの役割を担うなど、職場や家庭で男女が共同参画できる社会をつくるべき」と提言した。

「少子化と子育て支援」と題したパネルディスカッションでは、女性が出産や

安心して育児できる環境を

— 少子社会を考える県民会議 —

9.8.28
四国

教育・福祉担当者や保母ら

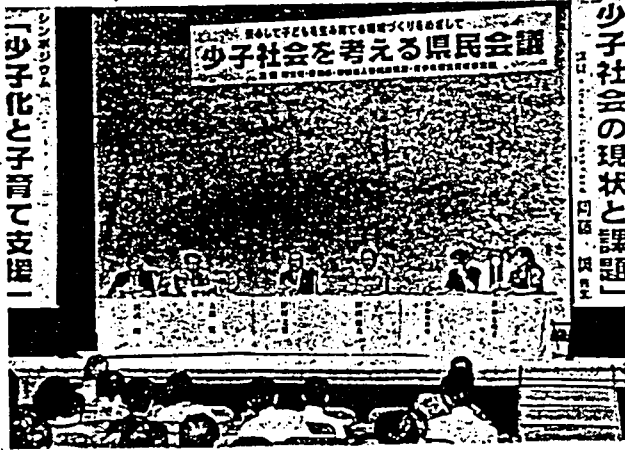
対応探るシンポジウム

出生率の急激な低下により進行する少子化への対応を考える「少子社会を考える県民会議」（県、厚生省など主催）が二十七日、高松市番町の県社会福祉総合センターで開かれた。会議では「少子化と子育て支援」をテーマとしたシンポジウムがあり、参加したパネリストからは、安心して育児ができる社会環境整備や子育ての楽しさを理解してもらうための啓発活動の重要性を指摘する意見が相次いだ。

同会議は、厚生省が広く少子化問題に対する意見を集めようと、香川など全国八カ所で開催。県内市町の教育・福祉担当者や保母ら約二百七十人が参加した。国立社会保障・人口問題研究所の阿藤誠副所長の講演のあと開かれたシンポジウムでは、人口問題審議会少子化部会長の阿藤誠副所長が「少子化と子育て支援」をテーマとしたシンポジウムがあり、参加したパネリストからは、安心して育児ができる社会環境整備や子育ての楽しさを理解してもらうための啓発活動の重要性を指摘する意見が相次いだ。

員を務める大淵寛中央大学教授のほか、企業や行政、労働組合、保育所の代表が意見を交わした。この中で、大淵教授は、五十三年後には日本の人口は半減すると予想される出生率の現状を説明した上で、「国、地方、家庭が現在の出生率に危機感を持ち、対策を考える時期にきている。行政はもっと手厚

い家族政策が必要」と指摘。萩田美知子県民間保育所協会会長は「保育所だけでなく地域の民生委員らを含め、ロミニティをサポーターするネットワークづくりが重要」と訴えた。働く女性、母親の代表として参加した鍛冶田智育・連合香川女性委員会委員長は、仕事と子育ての両立について「若く健康なときに子供を生み、早く育児を終えるのも一つの方法。阿立できる状態を自ら作ることも大切」とアドバイス。増加する若者の独身思考については「子育ての雰囲気さえもっと知ってもらいた



少子化と子育て支援をテーマに話し合われたシンポジウム＝高松市番町、県社会福祉総合センター

いと述べ、安心して育児に関する意識啓発の重要性がでる社会環境整備などを強調した。また、育児の魅力、楽しさを

安心して子どもを生き育てる環境づくりをめざして

香川県子育て支援計画のあらまし

かがわ いきいき エンゼルプラン



香 川 県

はじめに

香川県では、次代を担うすべての子どもが健やかに育成されるとともに、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを社会全体で進めていくための指針として、「香川県子育て支援計画(かがわ いきいき エンゼルプラン)-安心して子どもを生み育てる環境づくりをめざして-」を策定しました。

県では、この計画に基づき、広汎多岐にわたる子育て支援施策を総合的、計画的に推進し、「子育て支援社会」の早期構築に向け、積極的に取り組んでいきます。

この小冊子は、この子育て支援計画の内容をわかりやすくまとめたものです。

目次

はじめに	1
1. 子どもや子育て家庭を取り巻く環境	3
2. 子育て支援計画の基本的な考え方	7
3. 施策体系	8
4. 施策の方向	9
5. 具体的な数値目標	13
6. 子育て支援社会の早期構築に向けて	14



計画策定の趣旨

近年の出生率の低下、都市化や核家族化の進行、夫婦共働き家庭の一般化などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化してきています。

とりわけ、少子化の進行については、子どもの自主性や社会性が育ちにくいといった子ども自身への影響や、人口の高齢化、労働人口の減少による社会保障費用の現役世代の負担の増大、地域社会の活力の低下など、今後の社会や経済全体へのさまざまな影響が懸念されています。

そこで、次代を担うすべての子どもが健やかに育成されるとともに、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを社会全体で進めていくための指針として、新たに「香川県子育て支援計画(かがわ いきいき エンゼルプラン)－安心して子どもを生み育てる環境づくりをめざして－」を策定し、子育て支援社会の早期構築に向けた取り組みを積極的に推進していくこととしました。

計画の性格

この計画は、中長期的な展望に立って、県が、今後、子育て支援施策を総合的、計画的に推進するための基本的な方向や方策を明らかにしたものであり、行政はもとより、家庭、学校、地域社会、企業、関係団体など、すべての県民が、それぞれの立場で子育て支援に取り組むための指針となるものです。

計画の期間

この計画は、平成9年度を初年度とし、国のエンゼルプランの計画目標年度と同じ、平成16年度を目標年度とする8か年の計画です。

また、数値目標を定め、緊急に取り組むこととした課題については、県の基本計画である香川県21世紀長期構想後期事業計画と同じ、平成12年度を計画目標年度としてします。



1. 子どもや子育て家庭を取り巻く環境

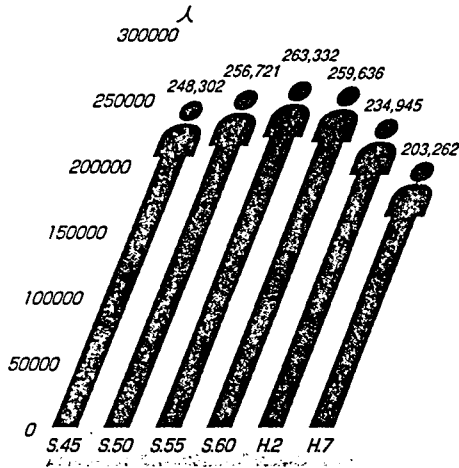
少子化の進行

本県の18歳未満の児童人口は、平成7年には、昭和25年のほぼ半数に当たる20万3千人にまで減少しています。また、総人口に占める15歳未満の年少人口比率は、15.7%となり、全国第39位の低い水準に位置するなど、少子化が一層進行しています。

このような少子化の進行は、出生数の減少や出生率の低下にも現われており、平成7年の出生数は9,301人と、昭和50年の6割程度にまで減少しています。また、出生率（人口千人当たりの年間出生数）は9.1で、全国第37位と低く、また、一人の女性が一生の間に生む子どもの数を表す合計特殊出生率も1.51と、現在の人口を維持するために必要な水準である2.08を大きく下回っています。

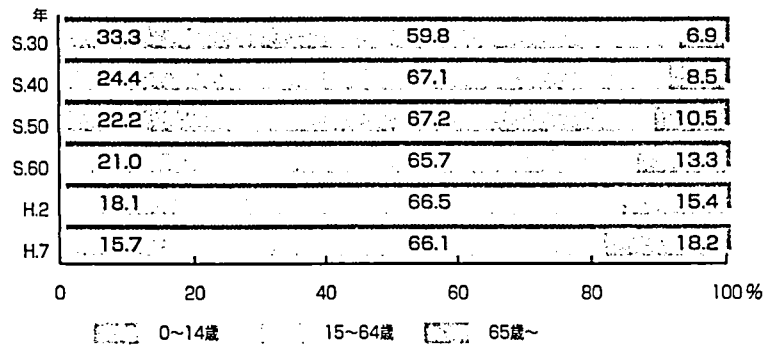
香川県の児童人口の推移

総務庁「国勢調査」
香川県人口移動調査報告



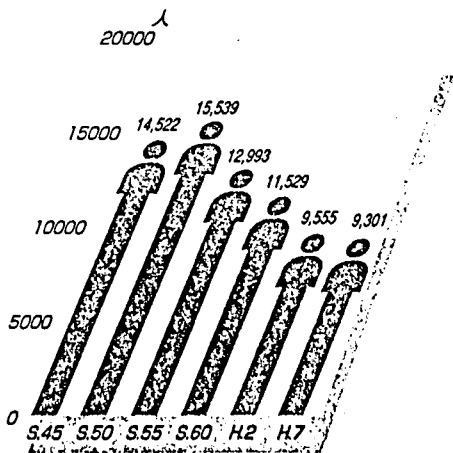
香川県の人口構成の推移

総務庁「国勢調査」、香川県人口移動調査報告



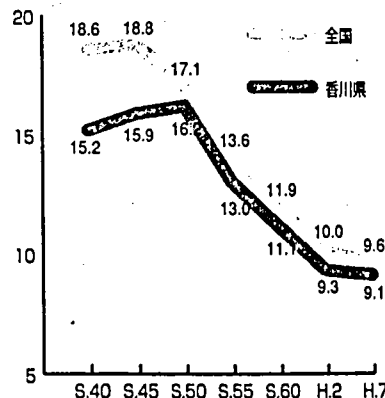
香川県の出生数の推移

厚生省「人口動態統計」



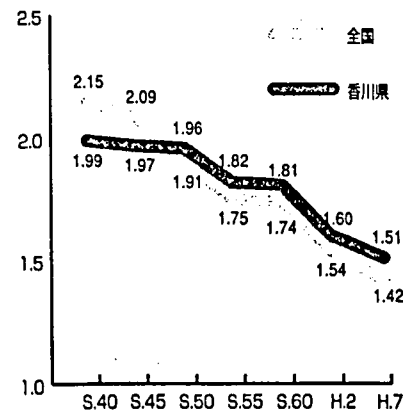
出生率の推移

厚生省「人口動態統計」



合計特殊出生率の推移

厚生省「人口動態統計」



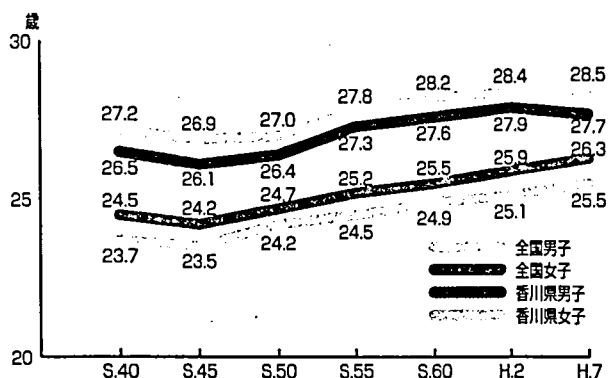
少子化の進行についてはさまざまな要因が考えられますが、その最大の要因は、晩婚化の進行と未婚率の上昇にあります。

平成7年における本県の平均初婚年齢は、全国で最も若く、男性27.7歳、女性25.5歳となっていますが、近年、男女ともに上昇傾向にあります。また、未婚率も年々上昇しており、とりわけ、男性の20歳代後半から30歳代、女性の20歳代後半の未婚率が急速に上昇しています。

このような晩婚化の進行や未婚率の上昇の背景には、若い人の結婚や子どもを持つことに対する価値観の変化、女性の高学歴化や社会進出による女性の自立などがその要因として考えられます。

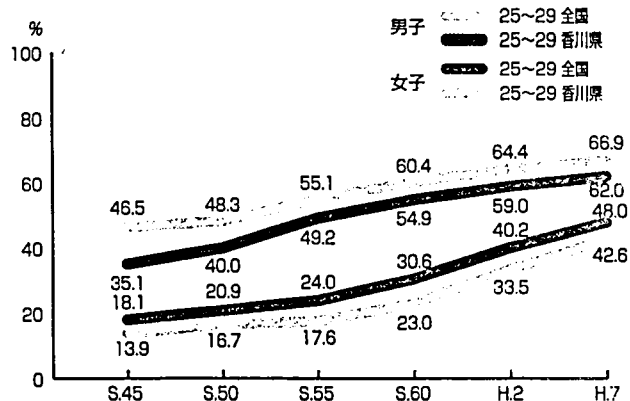
平均初婚年齢の推移

厚生省「人口動態統計」



年齢別未婚率の推移

総務庁「国勢調査」



少子化の進行が今後の社会や経済全般に与える影響

経済全般に対する影響

少子・高齢化の進行は、将来的には生産年齢人口の割合の大幅な減少をもたらし、産業構造や消費市場などに少なからぬ影響を与える可能性があります。

社会保障への影響

現在の行財政制度や社会経済の諸条件を前提とする限り、今後も少子・高齢化が進行すれば、社会保障費用に係る現役世代の負担が一層増大する可能性があります。

労働市場への影響

出生率の低下は、生産年齢人口の減少を加速し、労働力供給面での制約要因になることが懸念されます。

子どもの健やかな成長に対する影響

子どもの数の減少により、子どもが仲間同士で切磋琢磨する機会が減少し、自主性や社会性が育ちにくくなるなど、子ども自身の健やかな成長に対する影響も懸念されます。

子育て家庭を取り巻く環境

平成8年8月に本県が実施した「子育てに関する実態調査」の結果によると、子育てをしている多くの方が子育てに喜びを感じ、そのすばらしさを実感している一方で、子育てに対してさまざまな悩みを抱える方が増えています。このような背景には、核家族化の進行や夫婦共働き家庭の一般化など、子育て家庭を取り巻く環境の変化があります。

本県における三世同居率は、全国と比較すれば高いものの、徐々に減少しつつあります。

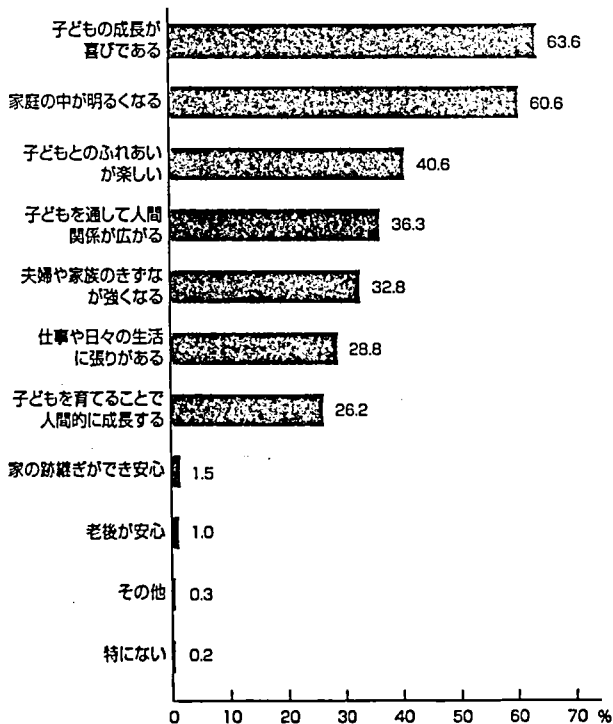
また、女性の就業者数は増加の傾向にあり、特に第3次産業に従事する者の割合が高まっています。女性の労働力率を年齢別に見ると、結婚や出産の時期に当たる20歳代後半から30歳代前半の労働力人口の割合が低くなる、いわゆるM字型曲線を示しています。

さらに、一人の子どもが成人するまでの子育てコストはおおよそ2,000万円に達すると推計されており、子育てに係る経済的負担も子育てを阻む大きな要因となっています。

また、家庭や社会の中には、依然として男女の固定的な役割分担意識が残されています。

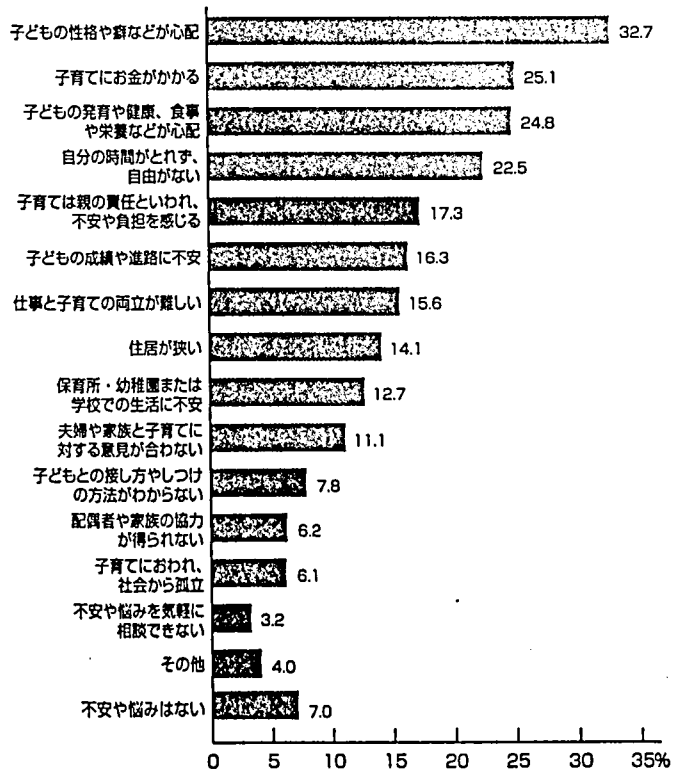
子育てをされていて良かったことや喜びを感じたこと

香川県「子育てに関する実態調査」(平成8年)



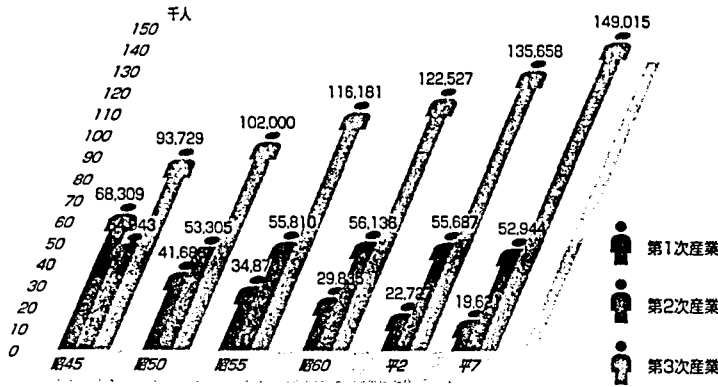
子育てに対する不安や悩み

香川県「子育てに関する実態調査」(平成8年)



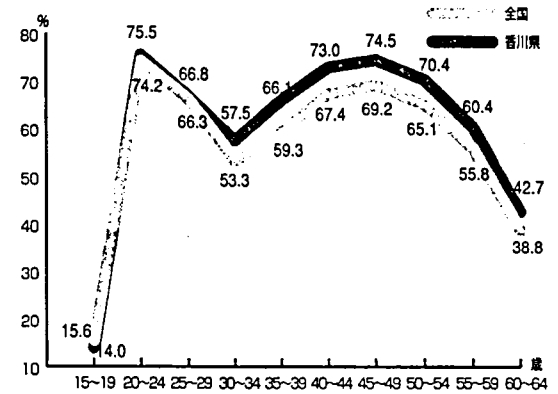
香川県の女性就業者数の推移

総務庁「国勢調査」



年齢別女性労働力率

総務庁「国勢調査(平成7年)」



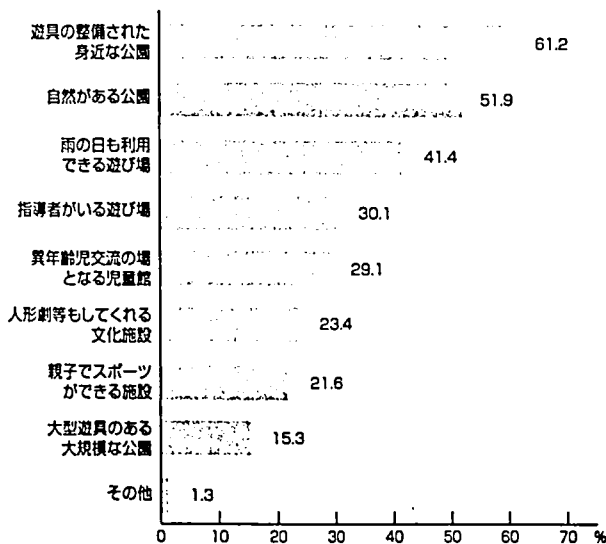
子どもを取り巻く環境

近年の学歴重視の社会的風潮や受験競争の加熱化などにより、学校外でも塾や習い事などに追われるなど、子どもの生活からゆとりがなくなりつつあり、いじめや登校拒否などが大きな社会問題となっています。また、都市化の進展などにより、身近に安全な遊び場が少なくなっています。

このため、自然などの残された身近な遊び場の整備を求める方や、さまざまな体験活動や交流活動に子どもを参加させたいと願う方が増えています。

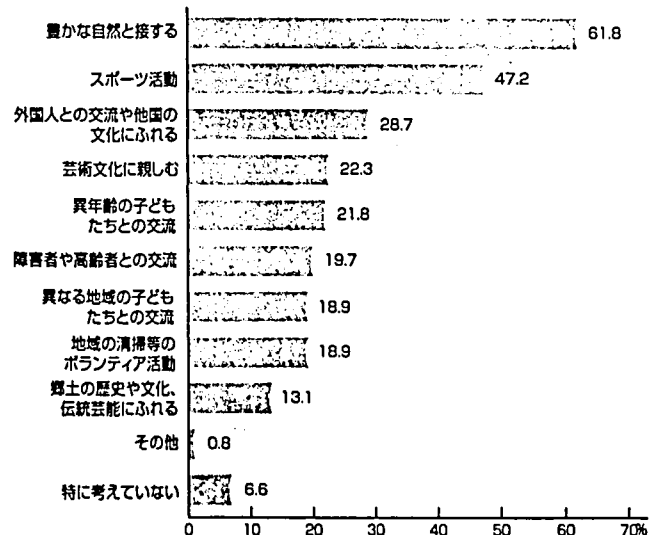
子どもの遊び場として望む施設

香川県「子育てに関する実態調査」(平成8年)



子どもに参加させたい地域活動

香川県「子育てに関する実態調査」(平成8年)



2.子育て支援計画の基本的な考え方

計画の基本理念

子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを育てることができ
る「子育て支援社会」の早期構築

子育て支援に対する社会全体の気運の醸成や意識の啓発を図り、社会が一体となって子育てを支援することにより、子ども自身が健やかに育っていける社会、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子どもを育てることができる「子育て支援社会」の早期構築をめざします。

計画の基本方針

子どもを持ちたい人が安心して子どもを育てることができる環境づくり

子どもを持つことの妨げとなるさまざまな制約を取り除き、子どもを持ちたいと思う人が、安心して子どもを産み、喜びや楽しみを感じながらゆとりを持って子育てできる環境を整備するための施策を推進します。

家庭における子育てを基本とした支援

子どもの基本的な生活の場である家庭の重要性についてあらためて認識するとともに、家庭の最も重要な機能である子育てを支援するための施策を推進します。

社会全体での子育て支援

子育て支援に対する社会全体の気運の醸成や意識の啓発を行うとともに、学校、地域社会、企業、関係団体などが一体となった、子育て支援に向けた取り組みを推進します。

子育てに関する意識やライフスタイルの変化に伴い多様化する子育て支援ニーズへの対応

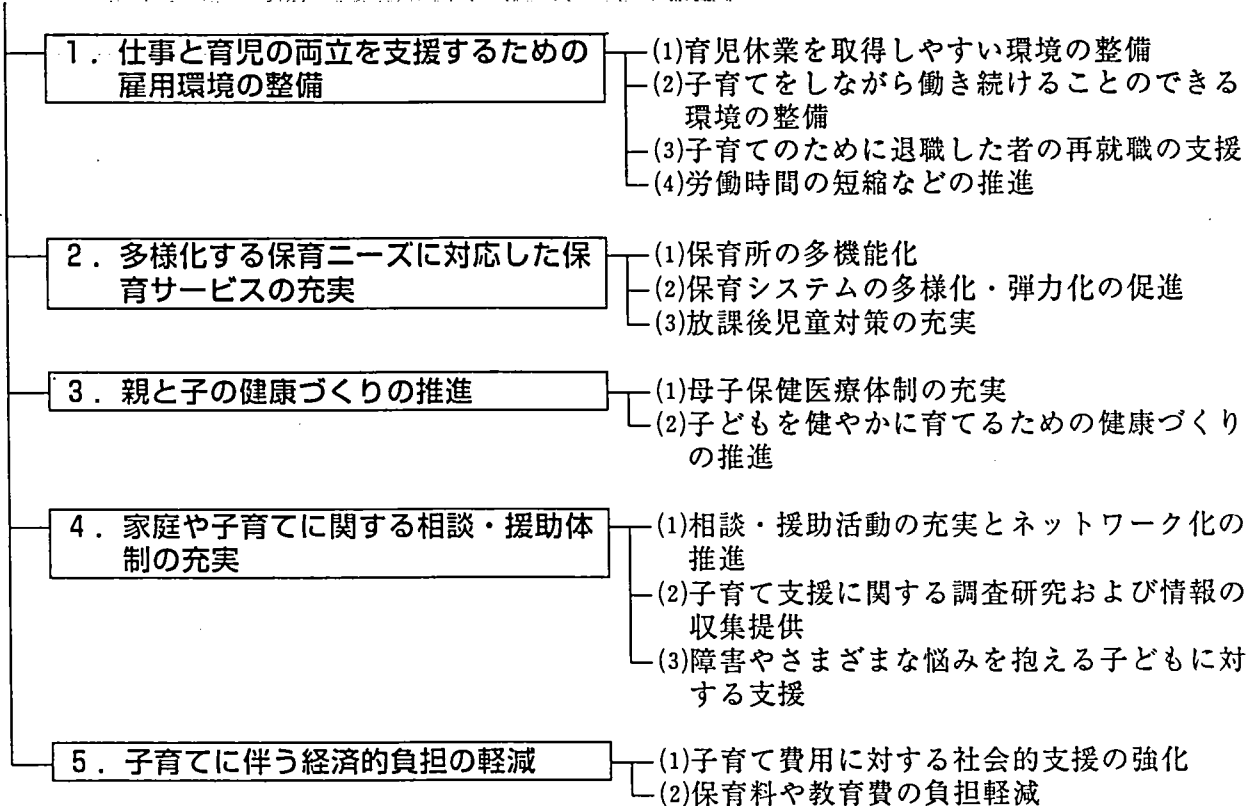
子育てに関する意識やライフスタイルの変化に伴い、多様化、高度化する子育て支援ニーズに柔軟に対応できるよう、多様な子育て支援施策を推進します。

子どもの意見が社会の中で反映されるとともに、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮

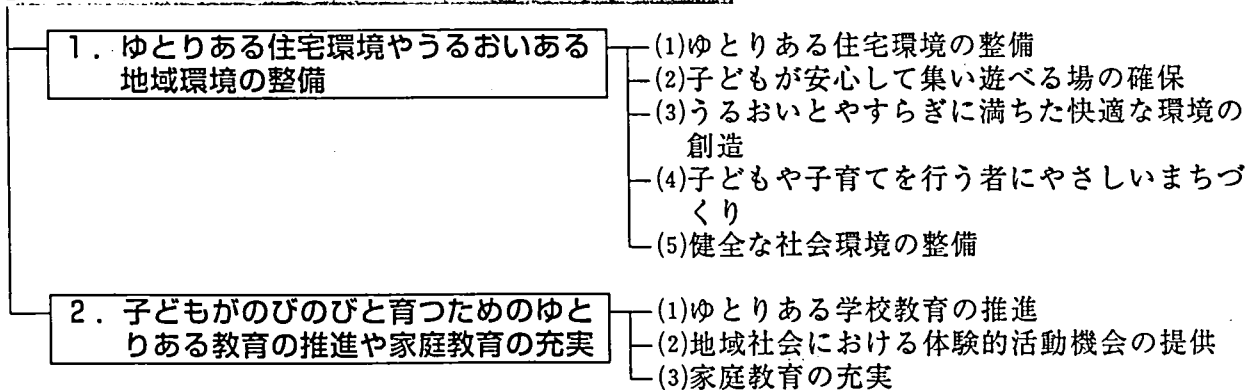
子育て支援施策を推進するに当たっては、子どもの利益を最大限に尊重し、その個性や主体性を最大限に伸ばすとともに、子どもが家庭や社会の中で発達段階に応じた適切な役割を担い、子どもの声が社会に反映される子ども参加型の社会づくりを進めます。

3. 施策体系

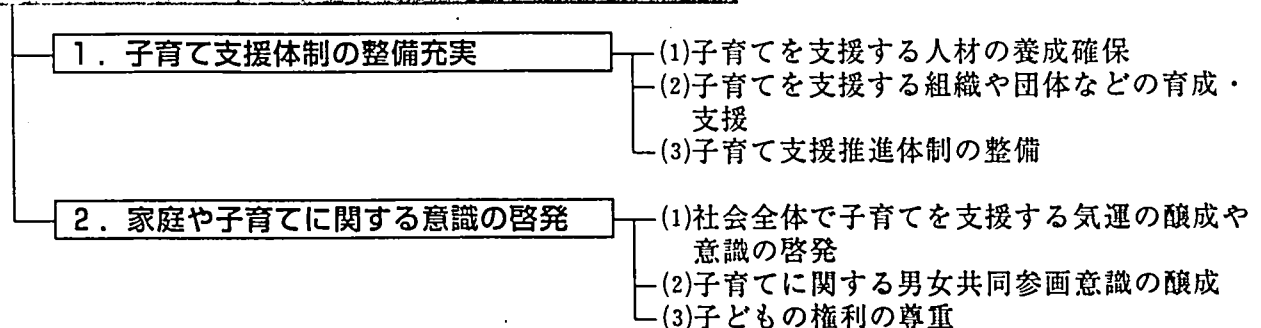
I 安心して子どもを生き育てることができる体制づくり



II 子どもを健やかに育てるための環境づくり



III 子育てを支え合う社会づくり



4. 施策の方向

I 安心して子どもを生き育てることができる体制づくり

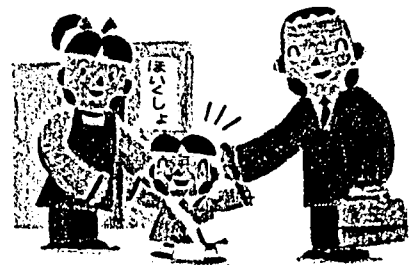
1. 仕事と育児の両立を支援するための雇用環境の整備

- (1) 育児休業を取得しやすい環境の整備
 - 育児休業制度の普及啓発
 - 育児休業期間中の生活資金融資制度の充実や育児休業給付の支給など、育児休業取得者に対する経済的支援
- (2) 子育てをしながら働き続けることのできる環境の整備
 - 妊娠中や出産後の母性保護の普及啓発と男女雇用機会均等法の定着促進など、女性の雇用環境の整備
 - 育児の援助を行いたい者と受けたい者の相互援助組織であるファミリー・サポート・センターの設置促進
 - 仕事と育児が両立できる雇用環境を整備する事業主に対する各種助成制度の普及啓発
- (3) 子育てのために退職した者の再就職の支援
 - 事業主に対する再雇用制度の普及啓発
 - 出産や育児を理由に退職した者の再就職を支援するための職業能力の開発や相談・情報提供
- (4) 労働時間の短縮などの推進
 - 労働時間の短縮やフレックスタイム制、変形労働時間制などの弾力的な勤務形態の導入促進についての普及啓発



2. 多様化する保育ニーズに対応した保育サービスの充実

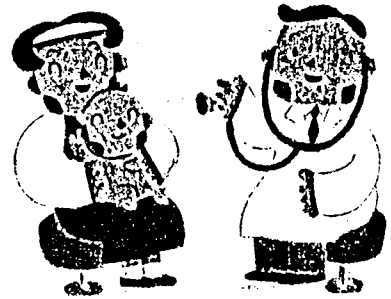
- (1) 保育所の多機能化
 - 低年齢児保育、延長保育、一時的保育など、多様な保育サービスの提供
 - 子どもの個性や発達の特性に応じ、安全や健康に配慮した保育内容の充実
 - 子育て家庭に対する育児相談や情報提供などを行う地域子育て支援センターの整備促進
 - 多様な保育サービスを行うための保育所の整備充実
 - 保育サービスに関する情報提供や多様な保育サービスを行うための保育所運営の一層の弾力化
- (2) 保育システムの多様化・弾力化の促進
 - 事業所内保育施設などの整備促進と認可外保育施設に対する指導や研修の実施
 - 子育て支援短期利用事業や乳幼児健康支援サービス事業の促進
- (3) 放課後児童対策の充実
 - 放課後児童クラブの設置促進と活動内容の充実



3. 親と子の健康づくりの推進

(1) 母子保健医療体制の充実

- 母子保健医療の普及啓発
- 周産期保健医療体制の整備や今後の周産期医療のあり方の検討
- 妊産婦、乳幼児の健康診査や保健指導などの充実
- 保健所の専門的・技術的な機能や広域的機能の強化
- 未熟児養育医療や身体障害児育成医療、小児慢性特定疾患医療などの推進
- 市町における母子保健計画の策定促進、保健センターや休日夜間急患センターの整備促進



(2) 子どもを健やかに育てるための健康づくりの推進

- 親子の健康の増進と体力づくりの推進、子どもの健康に配慮した食生活の改善
- 子どもの疾病の予防と早期発見、早期治療の推進
- 家庭や学校における思春期保健医療対策の推進

4. 家庭や子育てに関する相談・援助体制の充実

(1) 相談・援助活動の充実とネットワーク化の推進

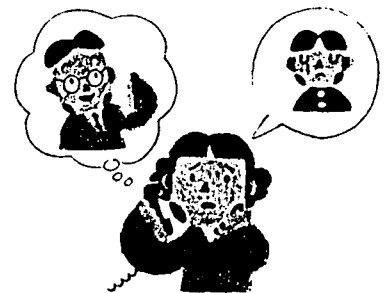
- 子どもや子育てに関する身近な相談機関の活動の充実や相談機関のネットワーク化の推進

(2) 子育て支援に関する調査研究および情報の収集提供

- 身近な相談機関、広報媒体による子育て支援情報の提供や子育てセミナーの開催

(3) 障害やさまざまな悩みを抱える子どもに対する支援

- 障害児の自立と社会参加の促進
- 養護を必要とする子どもの早期発見、早期保護
- ひとり親家庭に対する相談・支援体制の充実
- いじめや登校拒否問題の解消のための相談・支援体制の充実



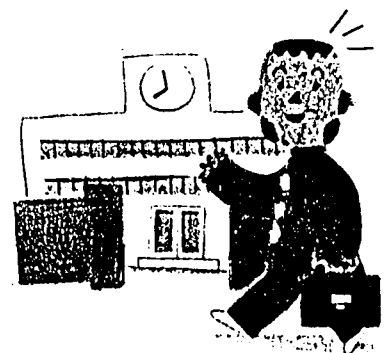
5. 子育てに伴う経済的負担の軽減

(1) 子育て費用に対する社会的支援の強化

- 児童手当、児童扶養手当などの支給
- 乳幼児医療費支給制度などの公費負担制度の充実
- 県立施設の子どもの使用料の軽減に対する配慮

(2) 保育料や教育費の負担軽減

- 第3子以降三歳未満児に対する保育料免除事業の創設
- 幼稚園就園奨励費補助制度の活用促進
- 低所得世帯、母子家庭などに対する高等学校授業料免除制度や各種育英奨学金制度の普及



Ⅱ 子どもを健やかに育てるための環境づくり

1. ゆとりある住宅環境やうるおいある地域環境の整備

(1) ゆとりある住宅環境の整備

- 公営住宅の建設や住戸改善などによる良質なファミリー向け住宅の供給
- 子育て家庭の持ち家取得を支援する融資制度や利子補給制度などの活用促進

(2) 子どもが安心して集い遊べる場の確保

- 児童館の整備促進と活動の充実
- 街区公園、近隣公園など身近な公園の整備促進
- 学校施設の地域開放の促進
- さぬきこどもの国の運営の充実

(3) うるおいとやすらぎに満ちた快適な環境の創造

- 自然とふれあえる公園の整備やうるおいとやすらぎのある水辺空間の創出
- さぬき空港公園や国営讃岐まんのう公園など、広域的な公園の整備

(4) 子どもや子育てを行う者にやさしいまちづくり

- 歩道の拡幅や段差の解消、電線の地中化など、安全でゆとりある道路環境の整備
- 妊産婦や乳幼児連れの親などが安心して外出できる福祉のまちづくりの推進
- 乳幼児を持つ親などの社会参加を促進するための臨時託児室の設置促進

(5) 健全な社会環境の整備

- 子どもの事故防止活動や交通安全対策の推進、非行防止活動の推進や社会環境の浄化



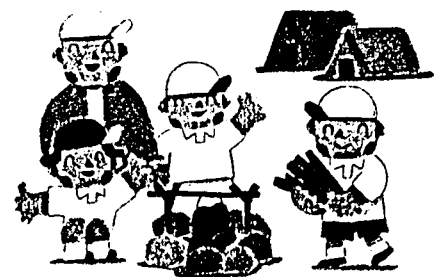
2. 子どもがのびのびと育つためのゆとりある教育の推進や家庭教育の充実

(1) ゆとりある学校教育の推進

- 「幼稚園教育振興計画」に基づく、幼稚園教育の充実
- 子どもの生きる力を育み、子どもが存在感や自己実現の喜びなどを実感できる教育の推進
- 時代や社会の変化に対応する教育の推進
- 子どもの学習や生活の場にふさわしいゆとりとうるおいのある教育環境の整備
- 入学者選抜方法の改善、選択履修幅の拡大や単位制など、魅力ある学科の設置

(2) 地域社会における体験的活動機会の提供

- 多様な体験活動や交流活動機会の提供
- 学校週5日制の完全実施に向けた家庭や地域社会での受け皿づくりの検討
- 芸術文化環境の整備と子どもの芸術文化活動の促進
- 子どもの心身の成長を図るスポーツ施設の整備やスポーツ活動の推進
- 社会教育施設などの整備や社会教育活動の充実



(3)家庭教育の充実

- 家庭の果たす役割や家族のきずなの大切さ、家庭教育の重要性などの広報啓発
- 家庭教育に対する多様な学習機会の提供や親子の交流の場の提供
- 家庭、学校、地域社会の連携によるフォーラムの開催や指導者の養成

Ⅲ 子育てを支え合う社会づくり

1. 子育て支援体制の整備充実

(1) 子育てを支援する人材の養成確保

- 看護職員の資質の向上を図るための県立医療短期大学の整備や保育専門学院の今後のあり方の検討
- 児童健全育成指導者や少年団体指導者の養成確保
- 民生委員・児童委員・主任児童委員活動の充実
- 子育てを支援するボランティアの養成や活動の促進

(2) 子育てを支援する組織や団体などの育成・支援

- 子育てサークルに対する活動の支援
- 児童・青少年の健全育成関係団体の育成

(3) 子育て支援推進体制の整備

- 児童環境づくり推進機構事業の充実
- 「子育て支援対策推進連絡会議」による総合的、計画的な子育て支援施策の推進
- 市町における「児童環境づくり推進委員会」の設置促進やエンゼルプランの策定促進



2. 家庭や子育てに関する意識の啓発

(1) 社会全体で子育てを支援する気運の醸成や意識の啓発

- 子どもや子育ての重要性について考えるシンポジウムやフォーラムの開催

(2) 子育てに関する男女共同参画意識の醸成

- 「男女共同参画社会へ向けての香川行動計画」に基づく家庭生活などへの男女共同参画の促進
- 学校、家庭、地域社会における日常生活に根ざした男女平等教育の一層の推進などによる男女の固定的な役割分担意識の是正
- 父親の子育て参加を促進するための啓発活動や学習機会の提供

(3) 子どもの権利の尊重

- 子どもの人権に関する啓発活動の推進による子どもの権利擁護
- 子どもの意見が尊重される社会づくりの推進



5. 具体的な数値目標（抜粋）

年間総実労働時間

目標（平成12年度末）
1800時間

低年齢児（0～2歳児）保育受入児童数

現状（平成8年度末） 目標（平成12年度末）
5,767人 → 6,000人

延長保育実施か所数

現状（平成8年度末） 目標（平成12年度末）
31か所 → 70か所

一時的保育実施か所数

現状（平成8年度末） 目標（平成12年度末）
11か所 → 30か所

地域子育て支援センター事業実施か所数

現状（平成8年度末） 目標（平成12年度末）
11か所 → 30か所

子育て支援短期利用事業実施市町数

現状（平成8年度末） 目標（平成12年度末）
7市町 → 18市町

放課後児童クラブ設置数

現状（平成8年度末） 目標（平成12年度末）
54か所 → 75か所

乳幼児健康診査受診率

（1歳6か月児及び3歳児健康診査）
目標（平成12年度末）
未受診者の解消

市町保健センター整備数

現状（平成8年度末） 目標（平成12年度末）
18か所 → 24か所

休日夜間急患センター整備数

現状（平成8年度末） 目標（平成12年度末）
1か所 → 2か所

公営住宅（特定公営住宅を除く）建設戸数

現状（平成8年度末） 目標（平成12年度末）
県 6,326戸 → 6,670戸
市町 10,445戸 → 11,545戸

児童館整備数

現状（平成8年度末） 目標（平成12年度末）
53館 → 58館

都市公園（住区基幹公園）整備数

目標（平成12年度末）
205か所 130.8ha

歩車道の分離

現状（平成8年度末） 目標（平成12年度末）
559.3km → 622.7km

6. 子育て支援社会の早期構築に向けて

子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み育てることができる「子育て支援社会」を構築していくには、社会を構成するそれぞれのメンバーが、今後、次のような役割を果たしていくことが期待されています。

家庭に期待される役割

男性の家事や子育てへの参加を促進するとともに、家族が家事や子育てについて互いに助け合う意識を持つことが必要です。

また、家庭の中で子どもの基本的な生活習慣や社会的な規範を身につけさせるとともに、親子のふれあいなどに努める必要があります。

地域社会に期待される役割

地域における子育て支援のためのネットワークづくりや相互援助機能の強化を図るとともに、地域活動への積極的な参加を促進する必要があります。

また、学校週5日制の完全実施に向け、地域社会における子どもの受け皿づくりを進めるとともに、遊び場の確保や子どもの事故防止活動、社会環境の浄化などに努める必要があります。

学校などに期待される役割

子どもの個性を尊重したゆとりある教育を推進し、子どもの豊かな心を育むとともに、社会の変化に主体的に対応できる子どもを育成する必要があります。

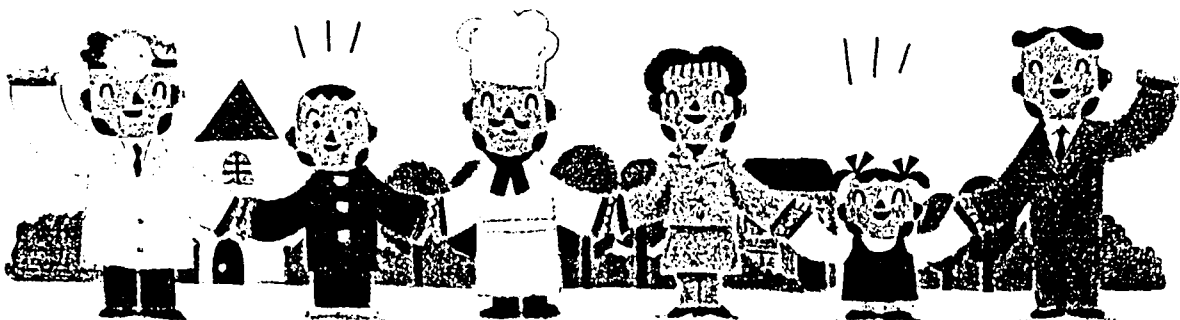
また、学校が持つ教育機能の子育て家庭への還元などを進めるとともに、学校教育の中で、家庭や子育ての重要性、子育てのすばらしさや喜びなどを子どもに伝えることが期待されています。

関係団体に期待される役割

団体が有する人材や専門的な機能を活用した活動を積極的に推進するとともに、家庭、地域社会、行政などとの連携や関係団体相互の連携を図る必要があります。

企業や職場に期待される役割

労働時間の短縮や弾力的な勤務時間の導入、育児休業制度の充実、再雇用の促進などによる仕事と育児の両立を支援するための雇用環境の整備や、男性が家事や育児に参加しやすい職場環境づくりを進めることなどが期待されています。





香川県

少子社会を考える県民会議

平成9年 9月9日(火) 13:30~16:00 会場●ウイルあいち・大会議室

プログラム (入場無料)

.. 13:30

開会・挨拶

.. 13:35

基調講演

テーマ 「少子社会の現状と課題」



阿藤 誠 氏 (国立社会保障・人口問題研究所副所長)

昭和46年厚生省人口問題研究所入所。同研究所国際科長、政策科長、人口資質部長、人口政策研究部長を経て平成5年より同所長。平成8年の国立社会保障・人口問題研究所の発足にともない現職。国連人口開発委員会日本政府代表、厚生省人口問題審議会委員。編著「先進諸国の人口問題」、共編著「人口変動と家族」。

.. 14:35

14:40

シンポジウム

テーマ「少子化と子育て支援」

コーディネーター

岩淵勝好氏 (産経新聞社論説委員)

昭和43年産経新聞社入社。
夕刊フジ報道部長、産経新聞社政治部長を経て平成5年から産経新聞社論説委員。
厚生省人口問題審議会委員。
著書に「日本チャチャチャ」超少子高齢社会を語る14人の女と男。
(中央法規出版)

パネリスト

岡沢憲英氏

(早稲田大学社会科学部教授)

昭和51年早稲田大学社会科学部助教授、
昭和56年同大学社会科学部教授。
平成2年同大学社会科学部長。
平成6年同大学図書館長。
経済企画庁・国民生活審議会委員。
総理庁・男女共同参画審議会委員。

大野庸子氏

(名古屋女子大学教授)

昭和53年名古屋女子大学教授。
昭和59～63年愛知県女性問題懇話会委員
(61～63年座長)。
昭和60年愛知県婦人情報システム構想研究会座長。
昭和60年国連婦人の十年世界会議NGOフォーラム愛知県婦人派遣団団長。
平成7・8年愛知県女性問題懇話会座長。
〈県の付属機関委員への就任状況〉
国土利用計画地方審議会委員
社会福祉審議会委員
産業教育審議会委員

森崎典子氏

(主婦)

加藤和年氏

(津具村村長)

平成5年4月津具村村長。
平成9年6月北設楽郡町村会長。

池田桂子氏

(弁護士・池田法律事務所)

昭和58年名古屋弁護士会に登録。
日弁連高齢者・障害者問題協議会委員。
愛知県女性問題懇話会委員。
〈県の付属機関委員への就任状況〉
青少年保護育成審議会委員
公文書公開審査会委員
地方計画委員会委員
生涯学習審議会委員

16:00

閉会

主催／厚生省・愛知県・(財)愛知青少年公園協会

後援／全国社会福祉協議会・こども未来財団・愛知県社会福祉協議会・愛知県母親クラブ連絡協議会

愛知県保育対策等 推進計画のあらまし



はじめに

子どもたちは、21世紀を担うかけがえのない存在です。

そして、無限の可能性を持っています。

その子どもたちが、健やかに生まれ、心豊かに、たくましく育つことは、県民の誰もが等しく願うところであります。

しかしながら、近年の子どもと子育て家庭を取り巻く環境は、出生率の低下、核家族化や都市化の進展、生活様式の多様化等により、大きく変化してきており、子どもを育てる上で、いくつかの困難が生じております。

愛知県においては、このような状況を踏まえ、平成5年7月に策定しました福祉の総合計画であります「あいち8か年福祉戦略（愛フルプラン）」において、子どもと子育て家庭の支援を重要な柱の一つとして掲げ、その推進に努めているところですが、このたびはその中でも当面緊急に整備すべき保育事業等について、より具体的な数値目標や考え方などを示した「愛知県保育対策等推進計画」を策定しました。

今後は、県民の皆様や市町村・国等関係機関と連携を取りながら、その推進に努めてまいりますので、皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

愛知県知事

鈴木 礼治

計画策定の趣旨

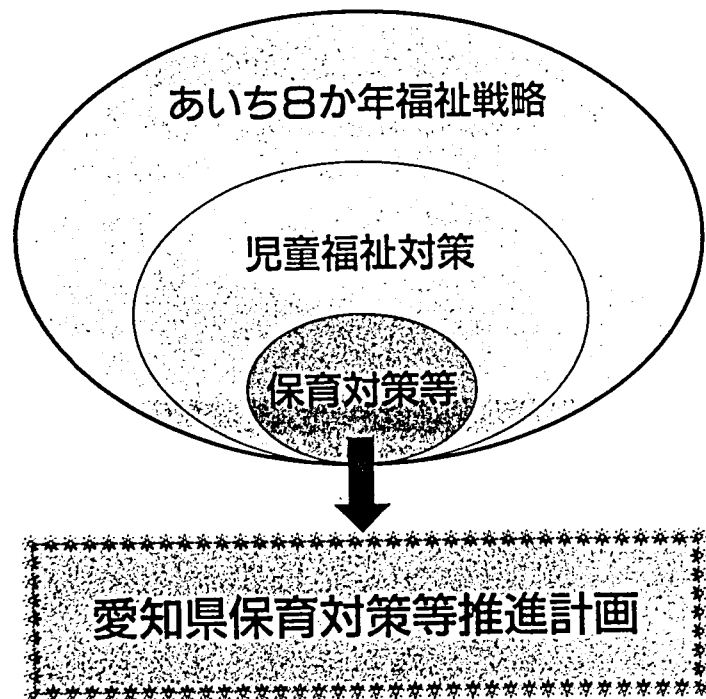
愛知県では、平成5年7月に福祉の総合計画である「あいち8か年福祉戦略」を策定し、その中で、児童の健全育成や子育て支援、保護を必要とする児童の対策などの目標を掲げ、その積極的な推進に努めています。

一方、国においては、平成6年12月に今後の子育て支援のための施策の基本的な方向を示した「エンゼルプラン」を、また、その具体化の一環として、当面緊急に対応すべき保育対策などを推進するための基本的な考え方を示した「緊急保育対策等5か年事業」を策定しました。

こうした状況を踏まえ、21世紀を前に、安心して子どもを生き育てることができる「子育て支援社会」の構築をめざし、当面緊急に対応すべき保育対策等を計画的に推進、拡充していくため、「愛知県保育対策等推進計画」を策定しました。

計画の性格

この計画は、「あいち8か年福祉戦略」で示した目標のうち、当面緊急に対応すべき保育対策等について、より具体的な目標数値を設定するものであり、「あいち8か年福祉戦略」の具体的な実施計画としての性格を持ちます。



計画期間

この計画の期間は、平成9年度から平成12年度までの4年間です。



計画の目標

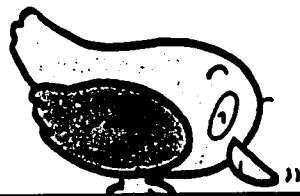
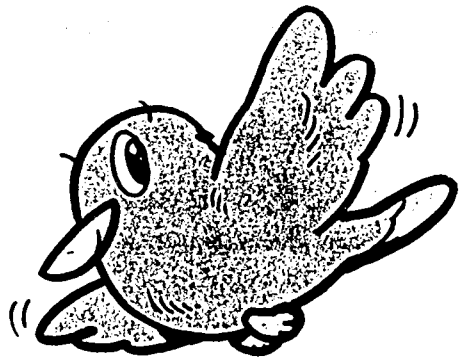
低年齢児保育



〔保育所における3歳未満児の受入れ〕

3歳未満児10人当たり概ね1人を受入れられる水準

平成8年度
12,500人



平成12年度
16,000人

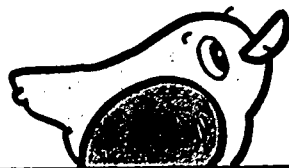
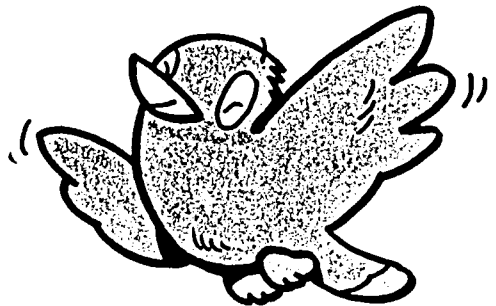
延長保育



〔保育時間を午後6時以降概ね1時間以上延長〕

就学前児童100人当たり概ね1人を受入れられる水準の保育所数

平成8年度
63か所



平成12年度
180か所

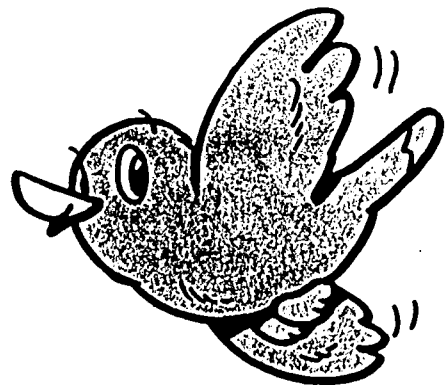
一時的保育



〔保護者の断続的な就労、傷病等に対応するための一時的な保育〕

就学前児童1,000人当たり概ね3人を受入れられる水準の保育所数

平成8年度
29か所



平成12年度
90か所

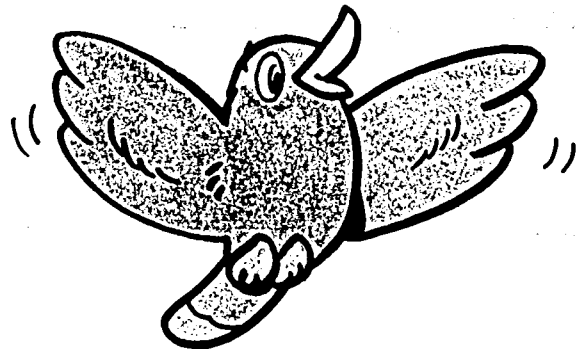
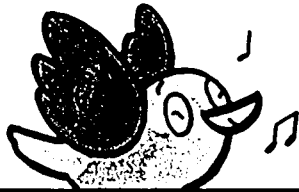
地域子育て 支援センター



〔保育所等において、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導や育児支援、子育てサークルへの支援等を実施〕

市に1か所の割合の保育所数

平成8年度
12か所



平成12年度
30か所

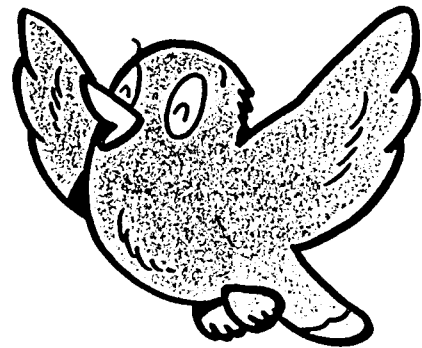
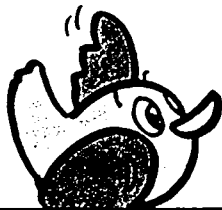
放課後 児童クラブ



〔共働き等により昼間保護者のいない小学校低学年児童を育成する地域組織〕

中学校区に1か所の割合のクラブ数

平成8年度
199クラブ



平成12年度
306クラブ

注1、保育ニーズは地域により異なるため、実際の整備水準は、ここに掲げた水準にとらわれるものではありません。

2、政令指定都市である名古屋市福祉行政については、制度上、県と同じ扱いがなされているので、目標数値等には含んでいません。

目標数値の設定方法

- ① 保育ニーズ等の調査（平成8年9月実施）結果から、各事業ごとのニーズ発生割合を算出
- ② 平成12年の人口推計値にニーズ発生割合を乗じて、ニーズ量を推計
- ③ 推計されたニーズ量を基に、実施か所等の目標数値を設定
なお、実行性を確保するために、市町村の事業実施意向調査を実施

計画推進のために

(市町村との連携と支援)

(マンパワーの養成と資質の向上)

(広報・啓発活動の推進)

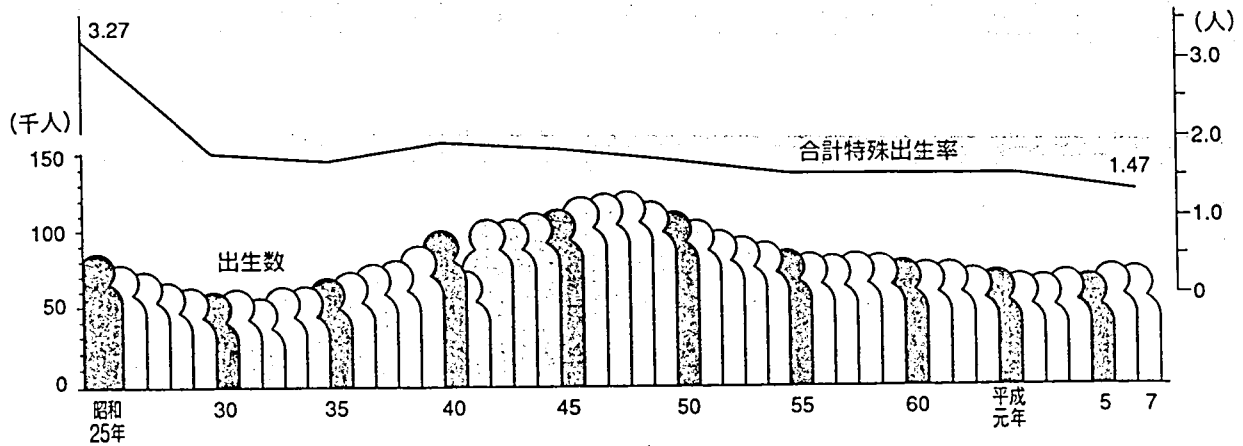
本会の活動は、なごり組にも、なごり組の
内容や目的が広く知られることが必要であり
そのために、県として、体系的な広報啓発活動を行
ってまいりたい。市町村に対しては、周知を図るための指
導を行います。



子どもを取り巻く状況

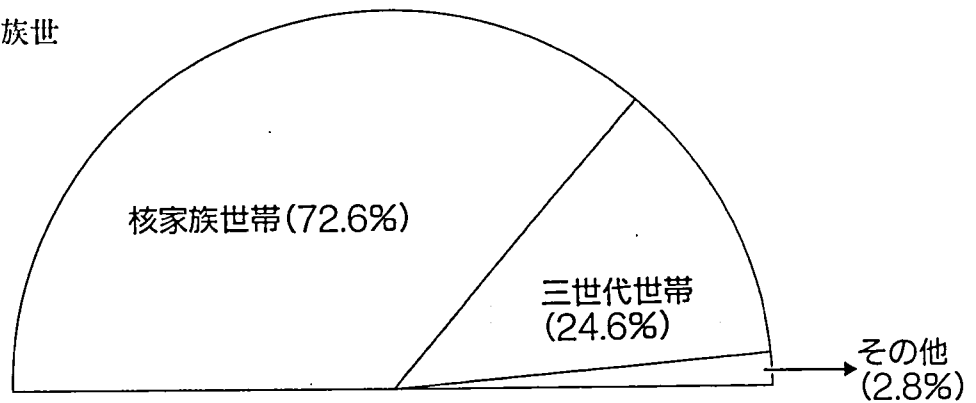
(少子化の進行)

出生数及び合計特殊出生率は、年々減少傾向にあります。



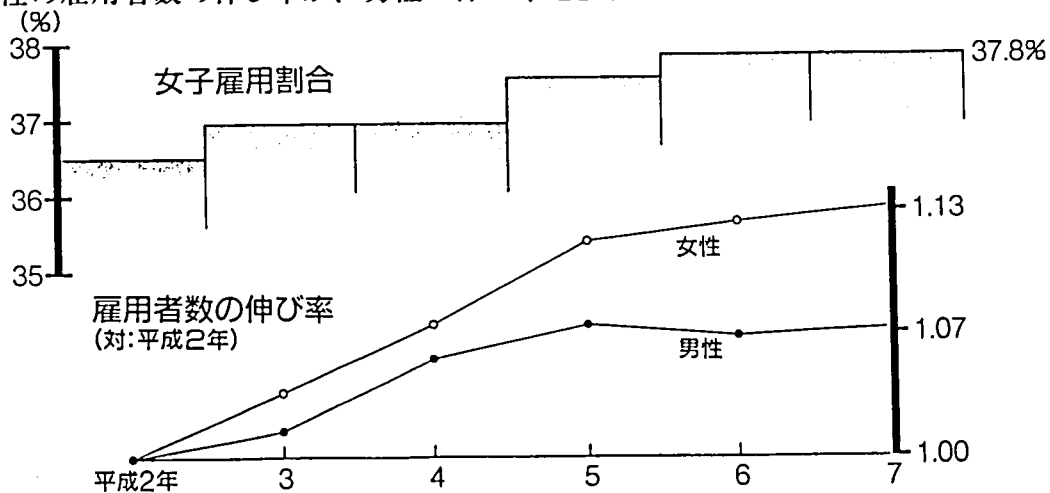
(児童のいる世帯の世帯構造の状況)

児童のいる世帯の世帯構造のうち、約7割が核家族世帯となっています。



(女性の社会進出の増加)

女性の雇用者数の伸び率が、男性の伸び率を上回っています。



1) あいち8か年福祉戦略（愛フルプラン）

愛知県では、西暦2000年までに実施すべき福祉施策の大筋を明らかにした「あいち8か年福祉戦略」を平成5年7月に策定しました。

そのうち、主な子育て支援策の目標は次のとおりです。

主要施策	平成4年度 ⇒ 平成12年度	(参考)平成8年度の状況
乳児保育	63市町村 ⇒ 85市町村	達成済
延長保育	7市町 ⇒ 42市町村	18市町
一時的保育	6市 ⇒ 42市町村	18市町
児童館・児童センター	207か所 ⇒ 233か所	233か所
県立児童総合センター	基本設計 ⇒ 8年度開所	達成済
放課後児童対策事業	147クラブ ⇒ 199クラブ	199クラブ
乳児医療費公費負担制度	1歳未満児 ⇒ 3歳未満児	達成済
保育所地域子育て支援センター	— ⇒ 20か所	12か所

2) 今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）

社会全体の子育て支援の気運を醸成するとともに、子育て支援策を総合的・計画的に推進するために、平成6年12月16日に文部・厚生・労働・建設の4大臣合意により策定された計画です。

〔基本的視点〕

- ①安心して出産や育児ができる環境を整える。
- ②家庭における子育てを基本とした「子育て支援社会」を構築する。
- ③子どもの利益が最大限尊重されるよう配慮する。

3) 当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方（緊急保育対策等5か年事業）

平成6年12月18日に大蔵・厚生・自治の3大臣合意により、エンゼルプランの施策の具体化の一環として、近年の保育ニーズの多様化に対応するため、当面緊急に対応すべき保育対策等について平成11年度までの目標値を示した計画です。

〔主な目標値〕	平成6年度	平成11年度
・低年齢児（0～2歳児）保育	45万人 ⇒	60万人
・延長保育	2,230か所 ⇒	7,000か所
・一時的保育	450か所 ⇒	3,000か所
・乳幼児健康支援サービス事業	30か所 ⇒	500か所
・放課後児童クラブ	4,520か所 ⇒	9,000か所
・地域子育て支援センター	236か所 ⇒	3,000か所



9/10 中日朝刊 (15)

残業せず年休、産休フル活用

出生率が低下し、高齢化の進む今後を考えると「少子社会をどう考える」が九月、名古屋市東区上野杉町の県女性総合センター（ウィルあいち）で開かれ、主婦や行政関係者の約三百人が出席した。

名古屋で少子社会を考える県民会議

出生率が低下し、高齢化の進む現状を痛感し、産休や年休をフル活用し、残業をせずに子育てをすることが大切と訴えた。県民会議は、早大の岡沢繁教授や名古屋弁護士会の池田桂子弁護士ら五人がパネリストとして参加した。岡沢教授は、出生率アップに成功したスウェーデンの政策について説明。「女性が社会参加しやすい環境をつくる」と話した。池田弁護士は、子育てを楽しいと感じる人が米国の八〇％、韓国でも七〇％、

出生率アップへ提言

「考える会」は厚生省の新規事業で、全国八県を行われる。これまでに、宮城、大阪、香川で催され、愛知は四回目。それぞれの県民会議でまとめた意見は十一月に東京で予定されている県民会議で発表される。

研究所の阿藤誠副所長が、異例の早業での高齢化が、

いるのに、日本ではわずか
に四五％だったアンケート
結果を紹介。育児が家庭の
負担とならない環境の整備
を訴えた。

論点整理メモ

本論点整理メモは、当審議会において、少子化に関する中間とりまとめを行うに当たって、論議を効率的に進めるために、論点を整理したものである。

なお、今後取りまとめられる中間とりまとめは、少子化に関する国民的な合意を形成していくための出発点であり、国民的な議論を経た結果、修正すべきは修正し、新たな見解を加えるべきは加えていくべき性格のものである。

I 少子化の現状と将来推計

近年の出生率は人口置換水準を大きく下回っており、今後出生率が相当程度向上するとしても、人口が減少し、高齢化が進行していくこと（少子化）は確実。

II 少子化の影響への対応と少子社会の姿

- 1 少子化の影響（現行制度を変更せず、現在までの傾向が続く場合）
 - (1) 労働力人口の減少、貯蓄率の低下
 - (2) 高齢化の進展による若年世代の負担増大
 - (3) (1) (2) による経済成長の低下（勤労者1人当たりの手取り所得が世代の進行とともに減少するような経済状況）
 - (4) 過疎・超高齢化地域（自治体）の増大
 - (5) 子どもの社会性の低下

- 2 少子化の影響への対応（改革の実行）の柱
 - (1) 労働力人口の減少の緩和
 - ・ 女性、高齢者、障害者の就労促進
 - (2) 労働生産性の上昇
 - ・ 高付加価値型新規産業の創出
 - ・ 技術革新
 - ・ 雇用の不適合の解消
 - (3) 企業の高費用構造の是正
 - ・ 柔軟な雇用制度、会社経営を可能とする規制緩和
 - ・ 物流、情報通信など構造改革型社会資本の整備
 - (4) 世代間の負担の公平の確立
 - ・ 年金制度における給付と負担の適正化（子育て世代への配慮を含む）
 - ・ 医療保険制度における給付と負担の適正化
 - (5) 地域構造の再編
 - ・ 地方への人口分散
 - ・ 基礎的な住民サービス提供主体としての地方行政単位の再編（市町村合併等）

(6) 創造力、生きる力の育成

- ・ 子どもの体験的活動機会の増加
- ・ 個に応じた教育

3 改革を実行した場合の少子社会（少子化が進行した社会）の姿

少子化への対応のため、各般の改革を確実に実行しなければならないが、実行したとしても、従来のような高い経済成長は期待し難く、少子社会の姿は楽観視できない。

ただし、仮にゼロ成長又はそれに近い経済成長となるとしても、安定した社会の姿として望ましいとの意見もある。

Ⅲ 出生率に関する政策的関与等について

1 出生率に関する政策的関与についての考え方の整理

少子社会についての見通しが厳しいとすれば、出生率に関する政策について正面からの議論を避けて通るわけにはいかない。出生率に関する政策的関与については様々な考え方があり、以下のとおり。

(1) 出生率に政策的に関与すべきでないとする考え方

- ① 結婚するしない、産む産まないは個人の問題であり、政策的に関与すべきではない。
- ② 世界人口の増加を考えると、日本の少子化はむしろ望ましい。
- ③ 結婚や出産について政策効果はあまり期待できない。

(2) 出生率に政策的に関与すべきとする考え方とその留意事項

(ア) 著しい少子社会になることは避けるべきとの判断に立って、出生率に政策的に関与すべきとする考え方

- ① 産む産まないは個人が決めるべき問題だが、個人が望む子の出産を妨げる要因が存在しているのだから、それを取り除く政策は、個人にとっても望ましいし、また、著しい少子社会になることを避けるという意味で社会にとっても望ましい。
- ② 子どもをもつことを私的な責任としてだけで捉えるのではなく、子どもを公共財として考え、社会的に扶養するべき。

(イ) 出生率に政策的に関与すべきでないとする考え方に対する反論

上記(1)の②及び③の考え方については、以下のような反論がある。

- ① 世界人口は増加しているにもかかわらず、日本が人口の増加を目指すのではなく、著しい少子社会になることを避けようとするのは、現在の主権国家を前提とする以上、批判されるべきことではない。
- ② 先進諸国の状況を見ても現在の日本の出生率は低すぎる。制度の変更等による効果は一定程度期待できる。

(ウ) 出生率に政策的に関与する場合の留意事項

妊娠、出産に関する女性の自己決定を制約してはならないことはもとより、個人の生き方の多様性を損ねるような政策はとられるべきではない。また、

下記のような指摘がある。

- ジェンダー（文化的社会的性差）についての正確な認識に立ち、政策にジェンダーによる偏向が生じないようにすること。例えば、女性は当然家庭に
いるべきものといった認識に立たないこと
- 民族など文化的社会的要素に着目して人口を論じてはならないこと
- 一部の社会階層だけによって人口を論じてはならないこと
- 人口増大により地球規模での環境影響が起こらないようにしなければならないこと

2 出生率に関する政策的関与と外国人の受入れについて

出生率に関する政策的関与の是非を論ずるに当たっては、労働力人口の減少等少子化の影響への対応としての外国人の受入れの是非についての方針を、まず明確化すべきではないか、とする意見がある。

しかしながら、少子化の影響への対応としての外国人の受入れを考慮するとしても、出生率の低下を補完できるほど急速かつ大規模な外国人の受入れは現実的でなく、その方針の如何に関わらず、出生率に関する政策的関与の是非について議論を進めていく必要がある。

IV 出生率向上に関する政策のあり方

1 少子化の要因と原因の分析

出生率向上に関する政策のあり方を検討する前提として、少子化の要因とその原因を分析する必要がある。

(1) 少子化の要因

- ① 未婚率の上昇
- ② 平均出生児数と平均理想子ども数の格差
- ③ その他（欧米諸国との比較でみた婚外子数）

(2) 未婚率上昇の原因と考えられること

- ア) 女性の経済力が向上し、女性が生活のために結婚する必要がなくなったこと。
- イ) 性の自由化、家事サービスの外部化により、男性の側にも結婚を必要とする意識が薄れてきたこと。
- ウ) 年金制度の充実等により、老後の生活について子どもに依存するという意識が薄れ、その前提としての結婚をする必要もなくなったこと。
- エ) 結婚しないことに対する世間のこだわりが少なくなり、結婚しない生き方を選択しやすくなったこと。
- オ) 若者文化の隆盛が独身生活の魅力を高めたこと。
- カ) 男性は仕事のみを行っていればよく、家事・育児は女性が行うのが当然という性別役割分業観に基づき、家事・育児に参画しない男性との結婚生活に対して、女性の負担感が大きいこと。
- キ) 長時間労働、遠隔地への転勤等を当然とし、家庭よりも仕事を優先させることを求める滅私奉公型の企業風土、女性が就労していても家事・育児は女性が行うべきという性別役割分業観の下で、働く女性が仕事を続けるためには、独身の方が都合がよいこと。
- ク) 年功序列型賃金の下で相対的に裕福な親と同居し、経済的援助を得ている場合、結婚による親からの自立が、生活水準の低下につながる。特に、専業主婦を前提とした場合、生活水準を低下させないためには、男性が相当高収入である必要があること。
- ケ) 女性主導の確実な避妊法が普及していないため、妊娠についての自己決定権が充分保障されていないことが、女性の主体的な生活設計に対す

る不安となり、結婚への敷居を高くしていること。

(3) 平均出生児数と平均理想子ども数の格差の原因と考えられること

- ア) 性別役割分業観と滅私奉公型企业風土が男性の育児参加を妨げ、女性のみで育児の負担がかかっていること。
- イ) 都市化・被用者化・核家族化の進展により、長時間通勤を要し、就業時間に裁量がきかず、また、育児に親族や近隣の支援も受けにくくなり、育児負担を重くしていること。
- ウ) ア) イ) により育児と仕事との両立が困難になり、女性の賃金上昇と相まって、子育ての機会費用を上昇させていること。
- エ) 子どもがもつ消費財としての意味が増し、子どもに手をかけ、お金をかけること自体が意味をもつようになり、子育ての直接費用が増加していること。
- オ) 子どもをもちたい意思があるにも関わらず、不妊が原因で子どもができない場合があること。

(4) その他

同棲や婚外子に対する社会的許容度が低いことが婚外出産を少なくさせている。

2 出生率向上に関する政策のあり方について

- ・ 出生率の低下は、女性の社会進出が進み、多様な生き方が是とされてきたにも関わらず、実際の結婚生活においては女性が家事・育児を担うという性別役割分業観が根強く、企業においては滅私奉公型の働き方が要求されているため、結婚・出産が女性にとって個人の自由を束縛し、多様な生き方を阻むものとして立ち現れてきていることに負うところが大きいのではないか。したがって、男女がその自由な意思で仕事や家庭に共に参画することを妨げるような不合理な性別役割分業観及び滅私奉公型企业風土を是正することが各種施策の基本的前提となるのではないか。
- ・ このため、性別役割分業観や滅私奉公型企业風土に対応する制度・慣行の是正を行うとともに、性別役割分業観や滅私奉公型企业風土そのものを改める国民の意識改革が必要ではないか。
- ・ 子どもに手をかけ、お金をかけること自体が意味をもつようになってい

ること、子育てにかかる機会費用が上昇していることを考慮すると、子育てに関する直接的費用の補填よりも、仕事と育児を両立させるための支援方策の効果的な推進を図ることが肝要ではないか。こうした観点から現行施策の効果の分析と検討が必要。

(参考) 現行の子育て支援のための重点施策

- ① 仕事と育児の両立のための雇用環境の整備
- ② 多様な保育サービスの充実
- ③ 安心して子どもを産み育てることができる母子保健医療体制の充実
- ④ 住居及び生活環境の整備
- ⑤ ゆとりある学校教育の推進と学校外活動・家庭教育の充実
- ⑥ 子育てに伴う経済的負担の軽減
- ⑦ 子育て支援のための基盤整備

V その他

- 我が国における出生率の低下は、家庭における固定的な男女の役割分担やそれを前提とする企業活動の下で、物質的な生産と消費の拡大を志向してきた社会の状況に深く関連していることから、我が国社会全体の構造にも関わる問題として対応の検討が必要。
- 出生率の向上は、基本的には我々が21世紀にどのような社会や家族を目指すのかを明らかにし、現在の社会や家族のあり方を見直すこと、とりわけ性別役割分業や減私奉公型企业風土を是正し、未婚率の上昇への対応を進めるとともに、個の自立と男女の共同参画、次世代育成への社会的連帯を図る中で実現すべきものではないか。
- 少子社会を経済状況からみた場合、相当厳しい状況が予測されるが、上述のような変革を目指す中で、自己実現と他者への貢献が両立する新しい形の家族が生まれるような、潤いのある心豊かな社会を実現することができれば、決して悲観するものではないのではないか。
- なお、外国人の受入れについて、なしくずし的に行われることにより我が国経済社会に大きな問題が生じることが懸念されることから、そのあり方について関係の場で正面から、十分な議論を行うべきではないか。
- 出生率に関する方策は、効果が現れるまでに長期間を要する。国民的論議を経て、速やかに将来を見据えた方策を明らかにし、対応を講ずることが必要。

平成 9 年 9 月 1 0 日

少子社会の姿に関する資料

- 我が国の総人口の見通し

- 労働力・経済の見通し

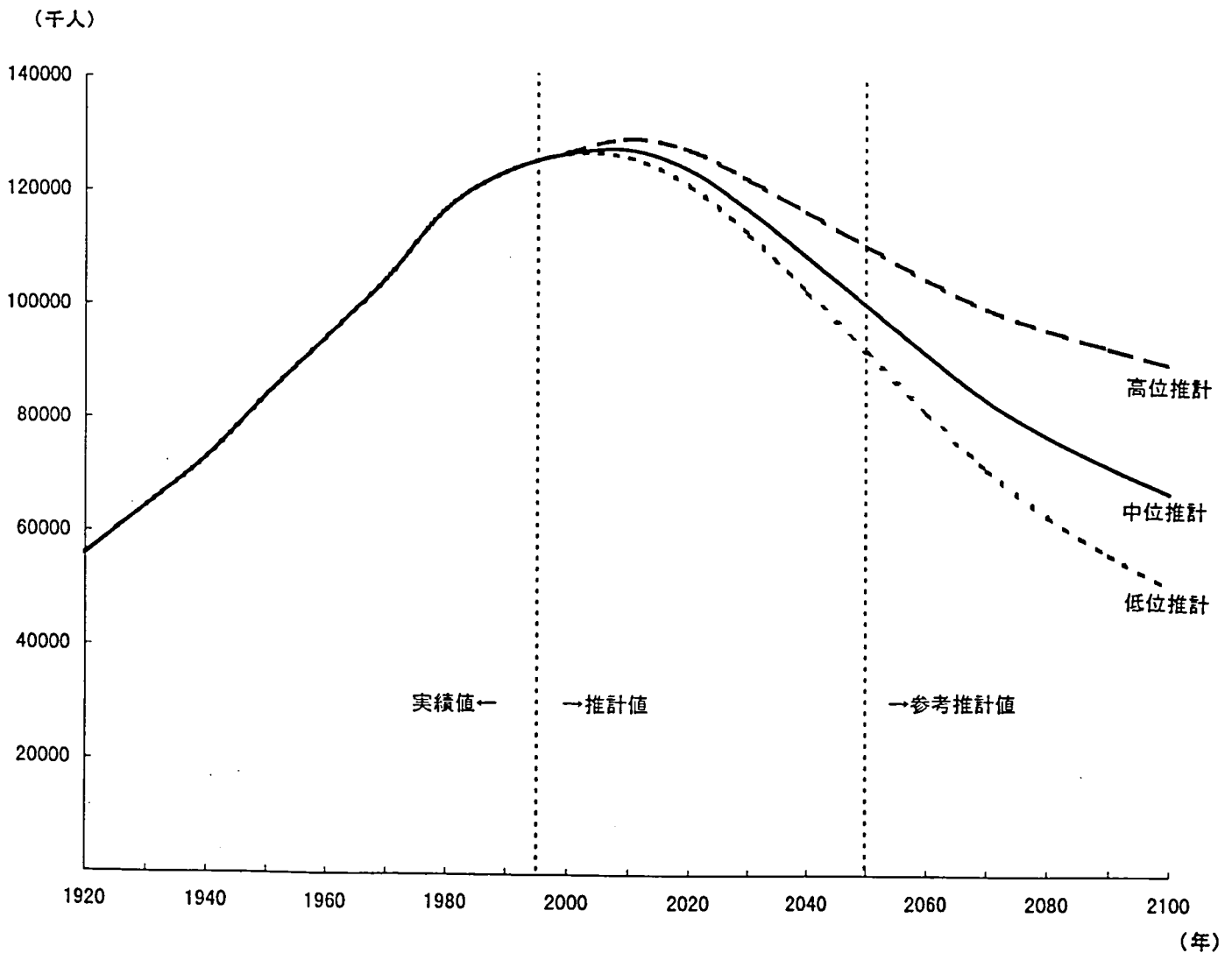
- 社会保障の給付と負担の見通し

- 過疎・超高齢化地域（自治体）の増大

○ 我が国の総人口の見通し

我が国の総人口は、2050年には1億人と現在の1億2千6百万人より2割減となり、その後もさらに減少するものと予測される。出生率が回復しない場合（低位推計）、総人口は2050年には9千2百万人、2100年には5千万人まで減少するものと見込まれる。

我が国の総人口の見通し



資料：「日本の将来推計人口（平成9年1月推計）」

国立社会保障・人口問題研究所

○ 労働力・経済の見通し

労働力・経済の見通しについては、様々な試算があるが、現状のまま推移した場合には、労働力人口の減少、貯蓄率の低下、社会保障費など公的負担の上昇などにより、経済成長率の低下が見込まれており、勤労者1人当たり手取り所得が減少に転じるなど、概して悲観的。

経済、社会保障などについて思い切った改革を行ったとしても、経済成長率の低下、国民負担率の上昇は避けられない見通し。

【様々な試算】

1. 労働省職業安定局による労働力人口の見通し（平成9年6月）

- 我が国の労働力人口は2005年以降減少に転じ、2025年までに1996年の水準より1割弱も減少。

2. 産業構造審議会総合部会基本問題小委員会の試算（平成8年11月）

- 現状のまま推移すれば、高齢化のピークを迎える2025年には、
 - ・ 経済成長率は大幅に鈍化し国民負担率は大幅に上昇。
 - ・ 勤労者1人当たりの手取り所得はマイナスの伸びに転落（働いても生活水準は向上しない状況に）。
 - ・ 財政赤字も拡大し、経常収支は赤字化。
- 相当な努力と痛みを伴う極めて大胆な経済構造・財政・社会保障改革が実施されることでようやく堅調な経済成長が見込まれる。

3. 経済審議会構造改革推進部会

財政・社会保障問題ワーキンググループの試算（平成8年11月）

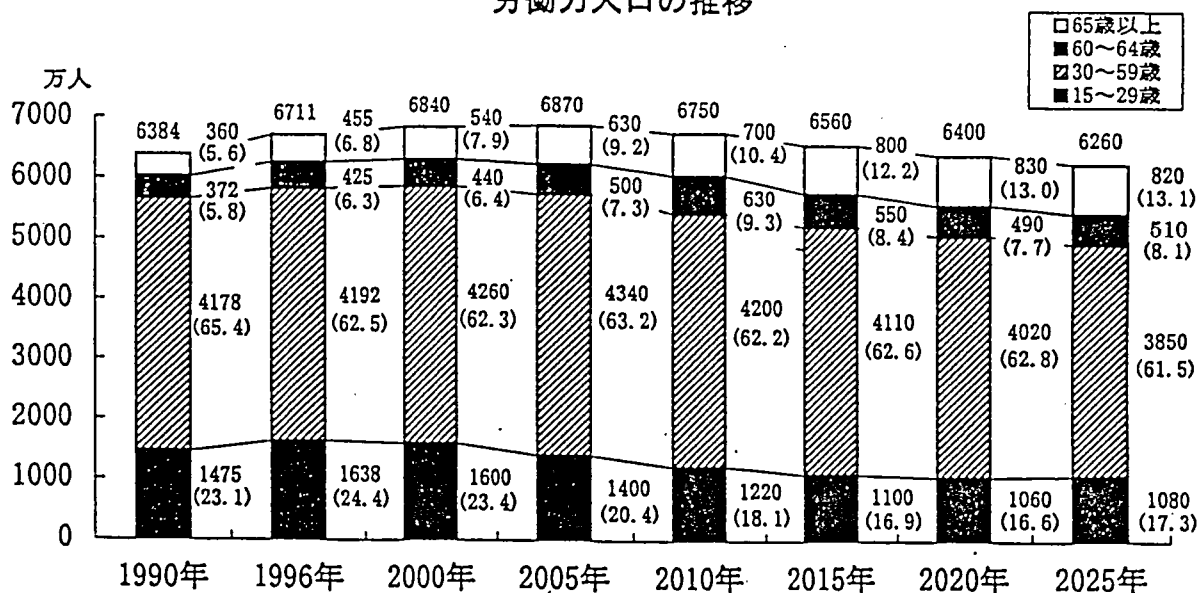
- 現行ケース、社会保障制度改革ケース、政府支出抑制ケース、社会保障制度改革と政府支出抑制ケースの併用ケースについてシミュレーション。
- 現行ケースでは、2025年度には、
 - ・ 経済成長率は鈍化し、国民負担率及びこれに財政赤字を加えた「潜在的国民負担率」は大幅に上昇する。
 - ・ 財政赤字が拡大し、経常収支も赤字へ転落し、「双子の赤字」となる。
- こうした「破局のシナリオ」を回避するためには、社会保障制度改革と財政支出抑制の双方が不可欠である。

1. 労働省職業安定局による労働力人口の見通し（平成9年6月）

労働力人口の見通し

平成9年6月に労働省職業安定局が新人口推計に基づき行った将来の労働力人口の推計によれば、1996年には6711万人であった労働力人口は、若年層の労働力供給の減少に伴い、2005年に6870万人でピークを迎えた後、2015年には6560万人に、2025年には6260万人に減少するとされた。また、労働力人口の構成も大きく変化し、1996年に13.2%であった労働力人口全体に占める60歳以上の労働者の割合も2015年には20.6%に、2025年には21.2%に達し、21世紀には労働力の減少と高齢化という我が国がまだまだかつて経験したことのない状況を迎えることになる。

労働力人口の推移



※ ()内は構成比

(資料出所) 1990年、1996年は総務庁「労働力調査」

2000年以降は労働省職業安定局推計(平成9年6月)

資料：「65歳現役社会」の政策ビジョン—構築のためのシナリオと課題—
(平成9年6月 労働省発表)

2. 産業構造審議会総合部会基本問題小委員会の試算（平成8年11月）

○ 現状のまま推移した場合の粗い試算

【主な前提】

- ・ 人口は、平成4年9月の厚生省人口問題研究所の低位推計を使用。
- ・ 労働力率等はこれまでの統計により推計したものを活用。労働力人口は2000年以降減少する見込み。

など

	1995年度	2000年度	2010年度	2025年度
経済成長率 (%)	2.3%	2.6%	1.8%	0.8%
国民負担率 (%)	36.7% (44.1%)	39.7% (49.9%)	47.4% (58.9%)	60.0% (92.4%)
勤労者1人当たり 手取り所得伸び率 (%)	1.5%	1.9%	1.0%	▲ 0.3%

(注) 1. 経済成長率は実質GDP成長率。伸び率の2000年度以降は年平均伸び率。

2. 国民負担率の()内は、財政赤字フローを各時点で国民が負担した場合であり、仮に当該勤労者世代が税等により負担する場合には、手取り所得はさらに低下。

○ 思い切った経済構造改革及び財政・社会保障改革を実施した場合

【主な改革の内容】

- ・ 技術進歩、労働力供給の減少を2010年度以降回避など（経済）
- ・ 年金報酬比例部分の撤廃、医療費の削減など（社会保障）
- ・ 政府支出削減、公共投資抑制など（財政）

	1995年度	2000年度	2010年度	2025年度
経済成長率 (%)	2.3%	3.0%	2.3%	2.2%
国民負担率 (%)	36.7% (44.1%)	39.2% (45.1%)	42.9% (45.5%)	45.6% —
勤労者1人当たり 手取り所得伸び率 (%)	1.5%	2.5%	2.0%	1.7%

(注) 1. 経済成長率は実質GDP成長率。伸び率の2000年度以降は年平均伸び率。

2. 国民負担率の()内は、財政赤字フローを各時点で国民が負担した場合であり、仮に当該勤労者世代が税等により負担する場合には、手取り所得はさらに低下。

3. 経済審議会構造改革推進部会

財政・社会保障問題ワーキンググループの試算（平成8年11月）

【主な前提】

- ・ 人口は、平成4年9月の厚生省人口問題研究所推計の低位推計を使用。
- ・ 全要素生産性（技術進歩）の伸びについては、1995年度の1.5%（これまでの趨勢）から2025年度までに0.5%（米国の水準）まで低下すると想定。
- ・ （1）現行ケース、（2）社会保障制度改革ケース、（3）政府支出抑制ケース、及び（2）（3）の併用ケースについてシミュレーション。

【推計結果の概要】

（単位：％）

	1994 年度	(1)			(2)と(3)		
		2000 年度	2010 年度	2025 年度	2000 年度	2010 年度	2025 年度
国民負担率 (潜在的国民負担率)	35.8 (39.2)	40.2 (42.0)	45.2 (52.0)	51.5 (73.4)	40.3 (41.2)	44.6 —	48.4 —
経常海外余剰	2.7	1.3	▲2.6	▲14.3	2.0	2.5	3.6
実質GDP成長率	1.9	2.8	1.9	1.1	2.8	1.9	1.2

- (注) 1. 「国民負担率」及び「潜在的国民負担率」は対国民所得比。
 2. 「経常海外余剰」は対GDP比。
 3. 「実質GDP成長率」は、1994年度は1990～1994年度の5年間の実績、2000年度は1996～2000年度の5年間、2010年度は2001年度～2010年度の10年間、2025年度は2011年度～2025年度の15年間の平均値。
 4. (2)と(3)の併用ケースの「潜在的国民負担率」については、同ケースにおける一般政府財政収支が黒字となり、これを国民負担率に加え「潜在的国民負担率」とすることは適切ではないため空白としている。

○ 社会保障（現行制度）の給付と負担の見通し（改定版）

我が国の社会保障給付費は年々増大し、平成37（2025）年度には、216兆円～274兆円となる見通し。
 この時の社会保障に係る負担は、国民所得に対して29½%～35½%と、平成7（1995）年度の18½%から大幅に増大。

【試算の前提】

（1）経済指標

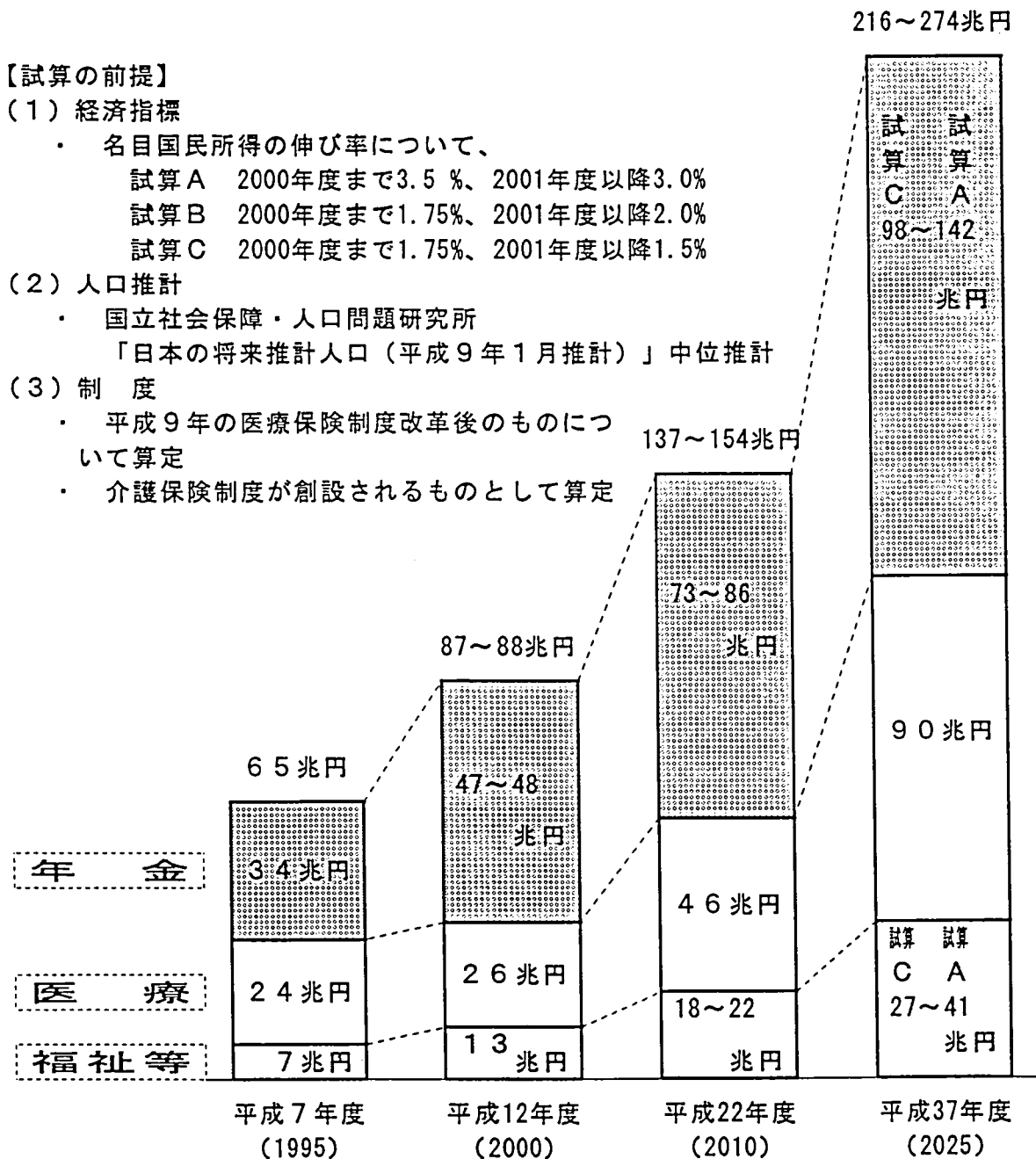
- ・ 名目国民所得の伸び率について、
 試算A 2000年度まで3.5%、2001年度以降3.0%
 試算B 2000年度まで1.75%、2001年度以降2.0%
 試算C 2000年度まで1.75%、2001年度以降1.5%

（2）人口推計

- ・ 国立社会保障・人口問題研究所
 「日本の将来推計人口（平成9年1月推計）」中位推計

（3）制度

- ・ 平成9年の医療保険制度改革後のものについて算定
- ・ 介護保険制度が創設されるものとして算定



社会保障に係る負担 国民所得	18½%	20~ 20½%	24½%~ 26%	29½%~ 35½%
-------------------	------	-------------	--------------	---------------

（注）上段は試算Aの場合、下段は試算Cの場合である。

社会保障（現行制度）の給付と負担の見通し（改定版）の概要

平成9年9月
厚生省

1. 試算の前提

(1) 経済指標

A：名目国民所得の伸び率 2000年度まで 3.5%、 2001年度以降 3.0%
 B：名目国民所得の伸び率 2000年度まで 1.75%、 2001年度以降 2.0%
 C：名目国民所得の伸び率 2000年度まで 1.75%、 2001年度以降 1.5%

(2) 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成9年1月推計）の中位推計

2. 試算結果

	平成7年度		平成37年度(2025年度)					
			A		B		C	
	NI比		NI比		NI比		NI比	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	65	17	274	29½	230	33½	216	35½
うち 年金	34	9	142	15½	109	16	98	16
医療	24	6	90	10	90	13	90	15
福祉等	7	2	41	4½	31	4½	27	4½
(介護(再掲))	(-)	(-)	(21)	(2½)	(16)	(2½)	(14)	(2½)
社会保障に係る負担	70	18½	272	29½	230	33½	216	35½

(注) 介護保険制度を導入した場合の試算である。

3. 留意点

(1) 本試算は一定の経済成長率を所与のものとしているが、実際問題としては、社会保障の構造改革と経済成長率とは相互に影響する関係にあり、また、国民負担率の在り方は、財政構造改革の方向とも関連するという事に留意する必要がある。

また、財政構造改革に伴う措置（社会保障関係費について、集中改革期間中（平成10年度（1998年度）～平成12年度（2000年度））、対前年度伸び率を高齢者数の増によるやむを得ない影響分（全体の2%以下）に抑制）については、本試算には折り込んでいない。

したがって、数値を確定的なものとして受け取ることは適当でない。

(2) 人口の高齢化等に伴い、社会保障に係る負担は、着実に上昇する。前提となる国民所得の伸び率が下がった場合に負担の割合が大きくなる分野は、医療である。一方、介護の負担の割合は、対国民所得比で2½%程度と将来とも相対的に小さいものと予測される。

(3) 仮に、社会保障以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が現在の水準(約20%)から変化しないものとするれば、本試算においては、現行制度のままの場合の将来の国民負担率（一般政府財政赤字を含めない場合）は名目国民所得の伸び率に応じて約50%～56%となる。なお、一般政府財政赤字は平成7年度対国民所得比で8.8%となっている。

(4) 以上を踏まえれば、仮に社会保障の見直しのみで国民負担率を将来とも50%以下にとどめるとするならば、将来の経済成長率如何によるが、現行制度のままとした場合に比べ、今後中長期的に2割以上の給付の効率化、適正化が必要となることもあり得る。このため、介護保険制度の創設に続き、医療及び年金を中心に、将来に向けて給付の効率化、適正化を行うことが必要である。

○ 過疎・超高齢化地域（自治体）の増大

現在でも、最も高齢化の進んだ町では、47.4%が65歳以上。
 少子化の進行により、2025年には、ほとんどの都道府県で
 65歳以上人口が3割前後（現在は1割～2割）となる見通しであり、
 地域に深刻な影響。

図 山口県東和町、1995年

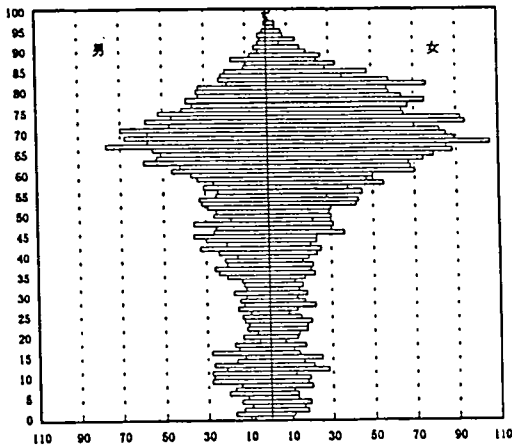


図 都道府県別老年人口の割合

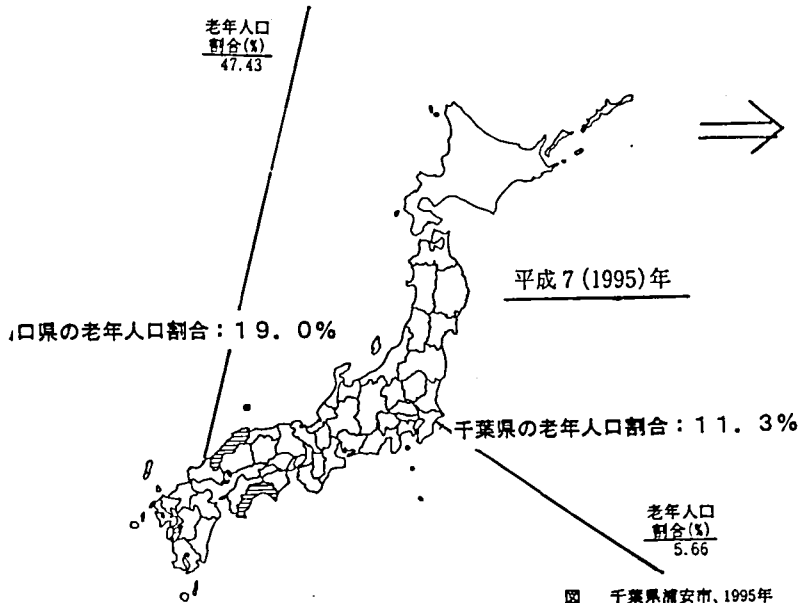
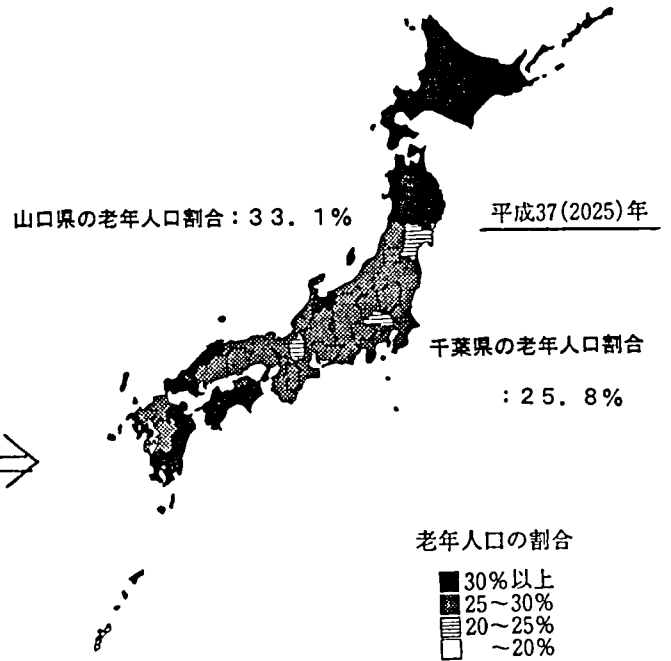
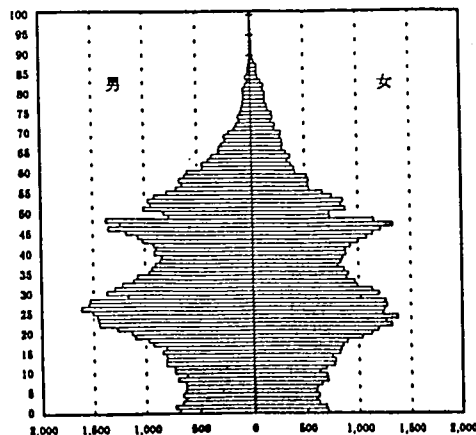


図 千葉県浦安市、1995年



資料：「平成7年国勢調査」（総務庁統計局）
 「都道府県の将来推計人口（平成9年5月推計）」
 （国立社会保障・人口問題研究所）

社会保障（現行制度）の給付と負担の見通し（改定版）の概要

平成 9 年 9 月
厚 生 省

1. 試算の前提

(1) 経済指標

A：名目国民所得の伸び率 2000 年度まで 3.5%、 2001 年度以降 3.0%
 B：名目国民所得の伸び率 2000 年度まで 1.75%、 2001 年度以降 2.0%
 C：名目国民所得の伸び率 2000 年度まで 1.75%、 2001 年度以降 1.5%

(2) 人口推計

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成 9 年 1 月推計）の中位推計

2. 試算結果

	平成 7 年度		平成 3 7 年度 (2025 年度)					
			A		B		C	
	兆円	NI比 %	兆円	NI比 %	兆円	NI比 %	兆円	NI比 %
社会保障給付費	65	17	274	29½	230	33½	216	35½
うち 年金	34	9	142	15½	109	16	98	16
医療	24	6	90	10	90	13	90	15
福祉等	7	2	41	4½	31	4½	27	4½
(介護(再掲))	(-)	(-)	(21)	(2½)	(16)	(2½)	(14)	(2½)
社会保障に係る負担	70	18½	272	29½	230	33½	216	35½

(注) 介護保険制度を導入した場合の試算である。

3. 留意点

(1) 本試算は一定の経済成長率を所与のものとしているが、実際問題としては、社会保障の構造改革と経済成長率とは相互に影響する関係にあり、また、国民負担率の在り方は、財政構造改革の方向とも関連するという事に留意する必要がある。

また、財政構造改革に伴う措置（社会保障関係費について、集中改革期間中（平成 10 年度（1998 年度）～平成 12 年度（2000 年度））、対前年度伸び率を高年齢者の増によるやむを得ない影響分（全体の 2%以下）に抑制）については、本試算には折り込んでいない。

したがって、数値を確定的なものとして受け取ることは適当でない。

(2) 人口の高齢化等に伴い、社会保障に係る負担は、着実に上昇する。前提となる国民所得の伸び率が下がった場合に負担の割合が大きくなる分野は、医療である。一方、介護の負担の割合は、対国民所得比で 2½%程度と将来とも相対的に小さいものと予測される。

(3) 仮に、社会保障以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が現在の水準(約 20%)から変化しないものとするならば、本試算においては、現行制度のままの場合の将来の国民負担率（一般政府財政赤字を含めない場合）は名目国民所得の伸び率に応じて約 50%～56%となる。なお、一般政府財政赤字は平成 7 年度対国民所得比で 8.8%となっている。

(4) 以上を踏まえれば、仮に社会保障の見直しのみで国民負担率を将来とも 50%以下にとどめるとするならば、将来の経済成長率如何によるが、現行制度のままとした場合に比べ、今後中長期的に 2 割以上の給付の効率化、適正化が必要となることもあり得る。このため、介護保険制度の創設に続き、医療及び年金を中心に、将来に向けて給付の効率化、適正化を行うことが必要である。

平成9年9月10日
厚生省

社会保障（現行制度）の給付と負担の見通し（改定版）

1. 試算の前提となる経済指標

	A	B	C
名目国民所得の伸び率 (2000年度まで →2001年度以降)	3.5% → 3%	1.75% → 2%	1.75% → 1.5%
名目賃金上昇率 (2000年度まで →2001年度以降)	3.0% → 3%	1.25% → 2%	1.25% → 1.5%

2. 試算の前提

(1) 人口推計

将来の人口は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成9年1月推計）の中位推計による。

(2) 現行制度の内容

将来の姿についての選択肢として、次のような前提のもとに試算を行っている。

① 年金については、平成6年財政再計算を踏まえた、平成6年11月の年金制度改正後の姿をもとに平成9年1月の人口推計の影響を織り込んで算定。

② 介護保険制度が創設されるものとして算定。

③ 医療については、平成9年の医療保険制度改革後のものについて算定。また、社会的入院が是正されることを前提として算定。なお、医療費の伸びについては、直近の医療費の伸びの傾向を踏まえ算定。

具体的には、最近6か年度（平成3年度（1991年度）～平成8年度（1996年度））の実績の傾向に基づく制度別1人当たり医療費の伸び率（制度平均では4%程度）を踏まえ、人口の高齢化や人口の増減を踏まえて算定している。

また、負担については、給付の増加をカバーできるように保険料率を引き上げていくものとして算定。

④ 福祉等については、介護保険制度が導入されたものとし、保健福祉の3プラン（新ゴールドプラン、エンゼルプラン（緊急保育対策等5か年事業）、障害者プラン）の策定を踏まえ算定。

3. 留意点

(1) 本試算は一定の経済成長率を所与のものとしているが、実際問題としては、社会保障の構造改革と経済成長率とは相互に影響する関係にあり、また、国民負担率の在り方は、財政構造改革の方向とも関連するという事に留意する必要がある。

また、財政構造改革に伴う措置（社会保障関係費について、集中改革期間中（平成10年度（1998年度）～平成12年度（2000年度））、対前年度伸び率を高年齢者数の増によるやむを得ない影響分（全体の2%以下）に抑制）については、本試算には折り込んでいない。

したがって、数値を確定的なものとして受け取ることは適当でない。

(2) 人口の高齢化等に伴い、社会保障に係る負担は、着実に上昇する。前提となる国民所得の伸び率が下がった場合に負担の割合が大きくなる分野は、医療である。一方、介護の負担の割合は、対国民所得比で2½%程度と将来とも相対的に小さいものと予測される。

(3) 仮に、社会保障以外の支出に係る公費負担の対国民所得比が現在の水準（約20%）から変化しないものとするならば、本試算においては、現行制度のままの場合の将来の国民負担率（一般政府財政赤字を含めない場合）は名目国民所得の伸び率に応じて約50%～56%となる。なお、一般政府財政赤字は平成7年度対国民所得比で8.8%となっている。

(4) 以上を踏まえれば、仮に社会保障の見直しのみで国民負担率を将来とも50%以下にとどめるとするならば、将来の経済成長率如何によるが、現行制度のままとした場合に比べ、今後中長期的に2割以上の給付の効率化、適正化が必要となることもあり得る。このため、介護保険制度の創設に続き、医療及び年金を中心に、将来に向けて給付の効率化、適正化を行うことが必要である。

社会保障（現行制度）に係る給付と負担の将来見通し (改定版：試算A)

- 平成9年1月人口推計対応試算 -

〔経済指標の前提〕 名目国民所得の伸び率 2000年度まで 3.5%、2001年度以降 3.0%
 名目賃金上昇率 2000年度まで 3.0%、2001年度以降 3.0%

	平成7年度 (1995)		平成12年度 (2000)		平成22年度 (2010)		平成37年度 (2025)	
	兆円	N I 比 %	兆円	N I 比 %	兆円	N I 比 %	兆円	N I 比 %
社会保障給付費 うち年金医療等 福祉等 (介護(再掲))	65 34 24 7 (-)	17 9 6 2 (-)	88 48 26 13 (4)	20 11 6 3 (1)	154 86 46 22 (10)	26 14 ^{1/2} 8 3 ^{1/2} (1 ^{1/2})	274 142 90 41 (21)	29 ^{1/2} 15 ^{1/2} 10 4 ^{1/2} (2 ^{1/2})
社会保障に係る負担	70	18 ^{1/2}	89	20	144	24 ^{1/2}	272	29 ^{1/2}

(注) 介護保険制度を導入した場合の試算である。

国民所得	380	-	442	-	594	-	925	-
------	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---

社会保障（現行制度）に係る給付と負担の将来見通し (改定版：試算目)

- 平成9年1月人口推計対応試算 -

[経済指標の前提] 名目国民所得の伸び率 2000年度まで 1.75%、2001年度以降 2.0%
 名目賃金上昇率 2000年度まで 1.25%、2001年度以降 2.0%

	平成7年度 (1995)		平成12年度 (2000)		平成22年度 (2010)		平成37年度 (2025)	
	兆円	N I 比 %	兆円	N I 比 %	兆円	N I 比 %	兆円	N I 比 %
社会保障給付費 うち年金医療等 福祉社等 (介護(再掲))	65 34 24 7 (-)	17 9 6 2 (-)	87 47 26 13 (4)	20 ^{1/2} 11 ^{1/2} 6 ^{1/2} 3 (1)	141 76 46 19 (9)	27 ^{1/2} 15 9 3 ^{1/2} (1 ^{1/2})	230 109 90 31 (16)	33 ^{1/2} 16 13 4 ^{1/2} (2 ^{1/2})
社会保障に係る負担	70	18 ^{1/2}	87	20 ^{1/2}	131	25 ^{1/2}	230	33 ^{1/2}

(注) 介護保険制度を導入した場合の試算である。

国民所得	380	-	420	-	512	-	689	-
------	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---

社会保障（現行制度）に係る給付と負担の将来見通し (改定版：試算C)

－ 平成9年1月人口推計対応試算 －

[経済指標の前提] 名目国民所得の伸び率 2000年度まで 1.75%、2001年度以降 1.5%
 名目賃金上昇率 2000年度まで 1.25%、2001年度以降 1.5%

	平成7年度 (1995)		平成12年度 (2000)		平成22年度 (2010)		平成37年度 (2025)	
	兆円	N I 比 %	兆円	N I 比 %	兆円	N I 比 %	兆円	N I 比 %
社会保障給付費	65	17	87	20 ^{1/2}	137	28	216	35 ^{1/2}
うち年金	34	9	47	11 ^{1/2}	73	15	98	16
医療等	24	6	26	6 ^{1/2}	46	9 ^{1/2}	90	15
福祉	7	2	13	3	18	3 ^{1/2}	27	4 ^{1/2}
(介護(再掲))	(-)	(-)	(4)	(1)	(8)	(1 ^{1/2})	(14)	(2 ^{1/2})
社会保障に係る負担	70	18 ^{1/2}	87	20 ^{1/2}	127	26	216	35 ^{1/2}

(注) 介護保険制度を導入した場合の試算である。

国民所得	380	-	420	-	487	-	609	-
------	-----	---	-----	---	-----	---	-----	---

(参 考)

○ 今回試算 (平成9年9月推計)

	平成7年度		平成37年度(2025年度)					
	NI比		A		B		C	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	65	17	274	29½	230	33½	216	35½
うち 年金	34	9	142	15½	109	16	98	16
医療	24	6	90	10	90	13	90	15
福祉等	7	2	41	4½	31	4½	27	4½
(介護(再掲))	(-)	(-)	(21)	(2½)	(16)	(2½)	(14)	(2½)
社会保障に係る負担	70	18½	272	29½	230	33½	216	35½

(注) 介護保険制度を導入した場合の試算である。

○ 前回試算 (平成8年11月推計)

[介護保険制度を創設した場合の試算]

	平成7年度		平成37年度(2025年度)					
	NI比		A		B		C	
	兆円	%	兆円	%	兆円	%	兆円	%
社会保障給付費	65	17½	278	30	233	34½	218	36½
うち 年金	34	9	139	15	104	15½	93	15½
医療	24	6½	96	10½	96	14	96	16
福祉等	7	2	43	4½	33	5	29	5
(介護(再掲))	-	-	(20)	(2)	(15)	(2)	(13)	(2)
社会保障に係る負担	70	18½	266	29	225	33	211	35½

(注) NI比=対国民所得比

1997年9月9日

審議会委員 熊崎清子

少子化をめぐる前提認識と主要論点(案)について (日本労働組合総連合会
副事務局長)

1. 今後の人口について現状認識については、分析の通りと考える。引き続き、人口統計と公正な調査分析が重要と考える。

2. 少子化の現状については、同じ認識である。

3. 少子化の背景となる要素

さまざまな背景要素がある。その中の一例である、女性の社会進出としての理由について断言は難しい。

例えば高学歴化のとらえ方について調査上からみると、(イ)進学率一女子が45.9% (大学21.0%、短期大学24.9%) に対し、男子は41.9% (大学38.9%、短期大学3.0%)。(ロ)専攻分野は女子 (人文科学、教育・家政、男子は社会・工学に集中傾向。

また、男女の賃金格差縮小の傾向は少しずつ改善されているといえ、大きな改善はみられない。むしろ、女性は賃金体系上、年功序列賃金制度に組み入れられていない。

初任給をはじめ20歳代までの男女賃金には格差なく、30歳代以上、高年齢、高勤続にしたがって、男女賃金での格差が目立つのが実態であり、課題でもある。

雇用における女性の就業率は確かに増大したものの、パートタイム雇用労働者が年々増加している。正規従業員より、業務の繁忙に合わせ、雇用労働者をやりくりする経営側と、自分の都合のよい時間に合わせ働く側との関係であるが、雇用関係や労働条件等課題あり、その根底には、女性は働くならば家事、育児、介護をこなし、それらに支障のない働き手となっている。

また、女性が仕事にチャレンジし、結婚、妊娠、出産、子育てしながら仕事を継続できる体制が完全でない。

それは、政策・制度の実現や仕事と家庭の両立支援に対する改善の不足を考える。以下の点、提案する。

<少子化問題に対応する総合的な施策の一環として、

社会的な子育て支援策を強化する。>

- (1)子育て環境改善への社会的支援を強化するため「エンゼルプラン」を拡充し、子供たちが健やかに育つ社会、誰もが安心して子供を生み育て働き続けられる社会の実現に向けた、総合的な施策を確立する。各地地方自治体に対しては、「児童育成計画」策定を促進すべく、支援を強化する。
- (2)「緊急保育対策5ヶ年事業」の着実な実施をはかるため、年次計画を策定し、施策を具体的に推進する。
- (3)保育制度については、親と子の多様なニーズに応え、保育を必要とする子供に保育を保障するとの観点から、改善・拡充をはかり、公費の投入割合を高める。
- (4)幼稚園制度と保育所制度のあり方については、一元化の可能性も含め、少子化社会において幼児教育と保育とを充実させる観点から、新たな検討を加える。
- (5)児童手当は大幅に引上げ、支給対象年齢は義務教育終了時まで延長するとともに、支給要件における所得制限額を大幅に引上げる。
- (6)児童福祉法については、社会状況の変化、ニーズの多様化、児童(子ども)の権利条約の批准などを踏まえ、改正されたが、課題は、①若い世代にも無理のない水準での保育料の設定、②延長保育・乳児保育・障害児保育など多様な保育ニーズに応え得る保育提供体制の整備・確保、③職員の配置基準など児童福祉施設最低基準の改善を、利用者へのしわ寄せによってではなく公費負担の拡充によって実現することである。